

参議院厚生労働委員会會議録第八号

平成三十年四月十日(火曜日)

午前十時三分開会

委員の異動

四月六日

辞任

元榮太一郎君
磯崎 哲史君

補欠選任

石井みどり君
小林 正夫君

出席者は左のとおり。

委員長

島村 大君

理事

石田 昌宏君
そのだ修光君
馬場 成志君
石橋 通宏君
山本 香苗君

委員

石井みどり君
小川 克巳君
大沼みずほ君
木村 義雄君
自見はなこ君
鶴保 庸介君
藤井 基之君
三原じゅん子君
宮島 喜文君
足立 信也君
小林 正夫君
櫻井 充君
浜口 誠君
伊藤 孝江君
三浦 信祐君
倉林 明子君
東 徹君

国務大臣

厚生労働大臣

福島みずほ君
薬師寺みちよ君

副大臣

厚生労働副大臣

加藤 勝信君

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

高木美智代君
牧原 秀樹君

事務局側

厚生労働大臣政務官

田畑 裕明君
大沼みずほ君

政府参考人

厚生労働大臣官房総括審議官

吉岡 成子君

厚生労働大臣官房審議官

坂口 卓君
土屋 喜久君

厚生労働省労働基準局長

山越 敬一君

参考人

厚生労働省東京労働局長

勝田 智明君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査

○東京労働局長による特別指導等に関する件

○食品衛生法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(島村大君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る六日、磯崎哲史君及び元榮太一郎君が委員を辞任され、その補欠として小林正夫君及び石井みどり君が選任されました。

○委員長(島村大君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省労働基準局長山越敬一君外二名を政府参考人と

して出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(島村大君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省東京労働局長勝田智明君を参考人と

して出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島村大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(島村大君) 社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、東京労働局長による特別指導等に関する件を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石橋通宏君 民進党、新緑風会の石橋通宏です。

今日は、先週来我々が要求をしておりました勝田東京労働局長、出席をいただいで集中審議ということとです。本来、先週のうちに質疑をやらせて

いただきたかったわけですが、今日ということになりました。遺憾ですけれども、今日、勝田さん、出席をいただきまして、まずありがとうございます。

早速ですが、勝田局長、今日ここにおいでいただいて、是非真実を話してください。我々は、一体何が行われたのか、正しい労働行政が行われたのか、働く者の命を守る正しい労働行政を行っているのか、それを確認するために今日ここにきて

いただいて、我々がしっかりとした質疑をできることに全面的な御協力をいただきたい。冒頭、そのことをお願いをしておきたいと思っております。当然ですが、加藤厚労働大臣にも併せて真摯な御答弁をお願いをしておきたいと思っております。

最初に、勝田局長にお伺いします。

三月三十日の勝田局長の記者会見での御発言、謝罪をされて撤回された。まずこの件について、何を、なぜ謝罪され、撤回されたのか、答弁をお願いいたします。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。

まず冒頭に一言申し上げます。

昨年十二月及び本年三月に開催した定例記者会見における私の発言は、局長の権限をいたずらに行使するような発言であり、極めて不適切なものでありました。また、私の発言は国民の皆様

に労働行政の公平公正について大きな疑念を抱かせることとなりました。改めて撤回させていただきますとともに、国会議員の皆様、報道機関の皆様、国民の皆様

に深くおわび申し上げます。この件について、お尋ねの件でございますが、この件に

しましては、何なら皆さんの会社に是非正告を行っていただくといいんだけと

いったような発言をしたことについてのお尋ねかと思っております。この問

題につきましては、今申し上げましたように、局長の権限をいたすに行使するかのような発言であり、不適切なものであり、そのことからおわびし、撤回させていただきます。

○石橋通宏君 勝田局長、十二月二十六日、先ほど御自身でも触れられた、十二月二十六日にも同様の不適切な発言をされていた。そのこともお認めになるのであれば、それも謝罪して撤回されるということではないですか。

○参考人(勝田智明君) 先ほど冒頭に、不適切な発言であり、謝罪し、撤回させていただきますというふうな申し上げました中には、十二月二十六日の同様の発言ももちろん含まれてございます。

○石橋通宏君 クリスマスプレゼント発言もされております。これは十二月一日以降です。いろいろ言い訳をされておりますが、我々は、これも明らかに不適切な発言、あつてはならない発言だと思っておりますが、この一連のクリスマスプレゼント発言も謝罪して撤回されるんですか。

○参考人(勝田智明君) その一連の発言につきましても、謝罪し、撤回させていただきます。

○石橋通宏君 お手元資料の一に、今言及があった様々な勝田局長の発言、参考までに配付をさせていただきます。

勝田さん、一点確認です。十二月一日の記者会見、勝田さん、クリスマスプレゼントがあるという発言をされたときに、記者さんが、去年は三日遅れのすごいクリスマスプレゼントいただいたじゃないですか。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。その時点では私はこれが何の発言かということを確認していませんでしたが、その後の中でこれは電通の事件に関するものだというふうには認識しております。

○石橋通宏君 まさに一年前の十二月二十八日に電通に対する発表があった。そのことだと思われませんか。書類送検ですね。

いや、こういうやり取りがあったこと、本当に悔しいです、勝田さん。命を何だと思っておられるのか。その思いでいっぱいなんです。

勝田さん、御自身の責任の取り方、どうお考えですか。一連の発言、謝罪して撤回された。当然、勝田さん御本人、責任を感じておられるんだと思いますが、責任どうやってお取りになるんですか。

○参考人(勝田智明君) 私の発言によりまして、国民の皆さん、そして厚生労働行政に對しましては改めて深くおわび申し上げたいと思っております。

私の発言により様々な皆様にも多大な御迷惑をお掛けしているところであります。これにつきましてはいかなる処分も受ける所存でございます。

○石橋通宏君 加藤大臣、先週来、この一連の勝田局長の発言、明らかに不適切であり、厳正な処分をという発言されました。厳正な処分、もう決められましたか。

○国務大臣(加藤勝信君) 今局長からもお話がありましたけれども、公平かつ公正な立場で監督指導を実施すべき立場にある東京労働局長が、自らの権限、権力をいたすに行使するかのような発言などをしたことは甚だ不適切であるということをごの間から申し上げているところであります。

そして、東京労働局長に対する処分については、過去の事例等を踏まえながら、そして、こうして国会等でも様々な御指摘もいただいております。そうしたことも踏まえて厳正に対処していきたいというふうに考えております。現時点で具体的な対処というのを決めていくわけではございませんけれども、そんなに速いタイミングでないところで対処、処分をしていきたいと、こういうふうにご考えておられますか。

○石橋通宏君 残念ながら、大臣、もうその任にあらずというふうな思われるのであれば、早急に対処をされるべきだと思っております。大変重要なポストだと思っております。その意味でも早急に、大臣、厳正なる対処、決定され、判断されるべきだと思います。そのことはお願いしておきたいと思っております。

その上で、今日、ちよつと順番変えさせていただいて、最初に野村不動産で発生した過労自殺の件について、先週、御遺族からファクスが届いた、この件を一刻も早く確認してほしいということをお願いをしていたわけでありまして、なかなか時間が掛かっておりまして、昨日の段階で、御遺族からであったということを確認された。その結果として、今朝、厚生労働大臣、記者会見で発表されたという理解をされておりますが、野村不動産で違法適用の企画業務型裁量労働制、その対象労働者であった方が過労自殺をされていた。その結果、労災認定が下りていた。

この件について、厚生労働省として認められたということよろしいですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 四月五日にそうしたファクスが参りました。私も、まずどなたのものかという本人の確認、そしてどの範囲まで公表していいのかどうかという確認、これをさせていただきます。

その結果、御遺族の御意向を踏まえて、また、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律、特に第八条、これも踏まえながら、私どもとして、野村不動産株式会社に勤めていた従業員が過労死したことについて、新宿労働基準監督署が労災認定、保険給付の支給の決定を行ったということ、また、労災認定の基準に当てはめ労災認定をしたこと、認定日が平成二十九年十二月二十六日であること、このことを公表させていただきます。

○石橋通宏君 お答えいただいただけなかつたんです。この過労自殺をされた方、野村不動産で、今回一連の特別指導にまで発展をいたしました。企画業務型裁量労働制の違法適用がなされていた、その対象労働者であったということよろしいですか。

○国務大臣(加藤勝信君) その点については、御遺族の方から公表しているという範囲には入って

おりませんので、答弁は控えさせていただきます。

○石橋通宏君 いや、それはおかしいですね。労災認定が下りたわけですから、労災認定が下りた事由があるはずなんです。当然、公表してよろしいということであれば、その事由も含めて公表してよろしいと。御遺族は、いろんな本場におつらい思いがあつたんだと思っております。でも、やはりこういう事件を二度と起こしてはいけなくて、起こしては御判断に至つたんじゃないでしょうか。

であれば、なぜ過労自殺、これが労災認定が下りたのか、いかなる事由だったのか、それ公表すべきじゃないですか。

○国務大臣(加藤勝信君) そこについては、先ほど申し上げた範囲ということで御遺族の方から御同意をいただいておりますので、その範囲を超え

ることは差し控えていただきたいと思います。これはあくまでも、どこまでお話をしたいかということについて相当丁寧に私どもとしても確認をさせていただきます。

○石橋通宏君 確認しますが、御遺族が、なぜ労災認定に至つたのか、裁量労働制の適用対象者であったのかどうか、そこも含めて、そこは伏せていてほしいということを確認されたということよろしいんですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 一つ一つのやり取りについて私も確認しているわけではありませぬけれども、(発言する者あり) いや、一言一句については確認しておりますけれども、御遺族の方から踏まえて、例えば、先ほど労災認定基準に当てはめて労災認定をしたという言い方をさせていただきます。そういうことも含めて、どういった言い方にするかということについては御遺族の立場を踏まえながら丁寧にやらせていただきたいと思います。

○石橋通宏君 答弁がはつきりしませんけれども

お答え申し上げます。そのことはお願いしておきたいと思っております。その上で、今日、ちよつと順番変えさせていただいて、最初に野村不動産で発生した過労自殺の件について、先週、御遺族からファクスが届いた、この件を一刻も早く確認してほしいということをお願いをしていたわけでありまして、なかなか時間が掛かっておりまして、昨日の段階で、御遺族からであったということを確認された。その結果として、今朝、厚生労働大臣、記者会見で発表されたという理解をされておりますが、野村不動産で違法適用の企画業務型裁量労働制、その対象労働者であった方が過労自殺をされていた。その結果、労災認定が下りていた。

も、御遺族がそのところ、当てはめて労災認定した、当てはめずから、事由が当然当てはまつたから労災認定なんです。だから、当てはまつた事由が何であつたのかという事は、公表してもいいと言つていただいたその中に入らんじやないんですか。入らないと、入れてほしくないということ、御遺族が明確にそこは言われたということ、確認されたということ、よろしいんですね。

○国務大臣(加藤勝信君) 御遺族とのやり取りでありますから詰めたようなやり方というのは到底なじまないわけでありまして、そうした御遺族の立場を踏まえながら、もちろん私どもとしてもごまかすということも想定してやり取りをさせていただいた結果として、今申し上げた労災認定基準に当てはめて労災認定と、こういう言葉でいうことで御遺族が同意をされた、こういうことでございます。

○石橋通宏君 いや、大臣、分からないんです。御遺族と確認をされた、直接お話をされた。丁寧に大臣はおっしゃった。先ほど、なぜ御遺族が本当におつらい思いの中で公表する決断をされたのか、その理由があるはずなんです。その理由は、やはり、重ねて申し上げますが、二度と同じことを繰り返してほしくない、繰り返してはいけないという思いだったんじゃないでしょうか。

であれば、なぜこのような過労自殺に至らなければならなかったのか、報道では百八十一時間以上、まあそれぐらいの残業が続いていたという報道もあります。そういった実態、なぜそれが防げなかったのか、これを明らかにしなければ防げないんじゃないでしょうか。それが御遺族の思いなんじゃないでしょうか。それを引き続き伏せたまますというの、本当に、御遺族が公表していいと、そういう決断をされたその思いにかなうのか、今の大臣の答弁では分かりません。甚だ不満です。

大臣、なぜ今回、昨年の三回にわたる大臣への報告資料、黒塗り資料と我々呼んでいます、昨日の段階では、今回の労災認定を認めていただ

たことでこのマスキングの一部分でも、つまり、過労自殺、過労自殺に関するものはマスキング外せるのではないかと、外して出してほしいということ、筆頭で確認をさせていただいた。ところが、今日皆さんのお手元に配られた、マスキングの変更はないというたつた一行で終わりです。大臣、なぜ隠蔽するんですか。

○国務大臣(加藤勝信君) いや、隠蔽しているわけではございません。過労死については、御遺族の同意を踏まえて、今申し上げたことは公表というか、お話をさせていただいてるところでございます。

ただ、この一連の物事の考え方は判断、そういったことを私のところへ上げてきたペーパーでありますから、それについてつまびらかにするということは結果的に今後における監督指導等にも影響を及ぼすということで、これは従前からそういう理由でマスキングをさせていた、そういうことでございまして、その事情は変わっていないこと、でございますけれども、当然、私どもにおいて、そうした過労死といったこと、そういったことに対するも、もちろん認識があつたということは、私ども、この東京労働局等においてはそういう認識も踏まえながら対応していたものと思ひます。

○石橋通宏君 全く説明になりません。

大臣、今日も改めて資料の七でお配りしてありますが、これ今日、今回変更があるものと思つてあえて出したんですが、変更がないということですが、大臣、この十一月十七日、二十二日、十二月二十二日、三回に及ぶ大臣への報告資料、この中に、今回労災認定をお認めになった過労自殺の件、含まれていますね。

○国務大臣(加藤勝信君) 済みません、どこに含まれているという意味ですか。

○石橋通宏君 黒塗りのどこかに含まれていますね。

○国務大臣(加藤勝信君) そこが非常に微妙なところなんだというふうに思ひます。

それから、先ほど申し上げておりますように、本件について、本件というのはこの過労死の件でありますけれども、その方がどういう状況にあつたかについては、私どもの方から、御遺族の方から同意をいただいている範囲を超えておりますので、それに関わるような話は控えたいと思ひます。

○石橋通宏君 山越局長、今日、土屋審議官は、これ、この中に含まれていることは認めるというふうに発言をされました。

山越局長、この中に過労自殺の件、含まれているということよろしいですね。

○政府参考人(山越敬二君) この資料七でございませけれども、これにつきましては、先ほど大臣からも答弁がございましたように、監督指導の円滑な実施に支障を来すおそれがあることからこういう資料としてお出しをさせていただいているので、それ以上の答弁は差し控えていただきたいと思ひます。

○石橋通宏君 駄目だよ、それ。答えてくださいよ。

これ特別指導ですよ、特別指導の経過を説明した貴重な資料です。厚生労働省がちゃんと法令に基づいて適切に労働行政を行っているのか、それを我々、ここでチェックしているわけですから、その経緯を説明する大切な文書でしょう。

今回、過労自殺のことを認められたわけだ。労災認定が下りました。それが一連の特別指導に至つた、その一つの重要な経緯になつた。これまでも、得られた。公表されたわけだ。であれば、どういう経緯で、過労自殺の案件が野村不動産であつた、それが、特別指導を十二月二十五日にやられた、その経緯に至る一つの経緯としての要素になつたのか、そのことはちゃんと報告してもらわないと、皆さんがちゃんと労働行政を適切に行つていくのか、検証できないんじゃないですか。認めてください、どこにあつたか。それは今後黒塗りを外してもらえればと思ひますが、この中

に過労自殺があつたことについては含まれているということよろしいですね。

○国務大臣(加藤勝信君) 委員、先ほどから過労自殺とおっしゃっていますが、私どもは過労死と申し上げていること、ここをはつきりさせておいていただきたいというふうに思ひます。

その上で、今、特に委員、どこにということになれば、どういった議論が進んで来たかということの結果的に明らかにするわけでありまして、それはこれまで申し上げたように監督指導との関係があつてきていないと。

ただ、先ほど申し上げております、あるいはまたこれまでも申し上げてきたように、こうした過労死等の請求事案に関してはしっかりと監督指導を行つてくると、これが原則でございます。そして、本件についても、過労死ということ、そして、いつの段階かということ、これは申し上げられませけれども、当然、申請がなければ決定がないわけでありまして、そうした行為がなされていくということ、そうした認識を踏まえながら監督指導が行われていたということはそれとおりであります。

○石橋通宏君 大臣、それを隠蔽と我々は言うんです。この大事な行政指導、様々なプロセス、それに至つた理由の大きな要因の一つだとそれを今認められたにもかかわらず、それがこの経緯に含まれているか、それすら言わない。それは明らかに隠蔽です。これを続けられる。なぜそれを認められないのか、なぜマスキングが外せないのか、不思議です、不可思議です。それが今回の不透明な物語つていふんだというふうに思わざるを得ません。

大臣、十一月十七日の時点で、この今回お認めになつた野村不動産で過労死があつたこと、知つていましたね、報告を受けましたね。

○国務大臣(加藤勝信君) 先ほどから申し上げておりますように、今の話はいつの時点で過労死の申請があつたということと絡んでまいりますから、そこについて具体的に申し上げることは差し

控えさせていた方がいいというふうに思いますけれども、通常、過労死の申請があつてから決定までには一定の期間が掛かるわけでございます。そういう意味で、先ほども申し上げておりますように、本件において過労死の申請といったものがなされているということ、そうした認識も踏まえながら監督指導等がなされているということでございます。

○石橋通宏君 資料の六に、これ報道ベースの資料で私が改めて作ったものですが、この間の経緯を皆さんとも共有するために配付をさせていただきます。

今、大臣も触られました。この報道ベースが正しければ、去年の春頃には御遺族が労災申請を出されて、これ新宿労基署が調査に入っているはずですので、これはどう考えても十一月十七日までは調査が行われ、その結果が明らかになりつ

つあつた、若しくはなつていたはずなんです。つまり、十一月十七日のこの特別指導が既に今後の指導方針として報告が上がつていた、ここにはこの調査の結果が書いていないとおかしいというふうに我々は考えています。それをどうしても隠蔽されたらどうかというふうには思わざるを得ません。その理由を少し明らかにしていきたいと思

います。

勝田局長、確認します。十二月二十五日の野村不動産社長に対する特別指導、これは本当に口頭だけだったんですか。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。野村不動産に対する特別指導は口頭にて行いました。

○石橋通宏君 特別指導を行う決裁文書も、特別指導を行った後の復命書、いろいろな行政文書、一切ないということではないですか。

○参考人(勝田智明君) この特別指導実施につきましては、東京労働局……(発言する者あり)は決裁書、復命書等はございません。

○石橋通宏君 これ、すごいことじゃないですか。これだけの行政指導をやつた、初めての特別

指導、社長を呼び出して、公表した、それを行政文書として記録するものがない。

これ、加藤大臣、安倍政権お得意の公文書軽視ですか。これ、後世の歴史がどうやってこれを正しい行政指導だと、正しい厚生労働行政だと認

するんですか、一切公文書がないんですから。とんでもない話じゃないですか。これ、与党の皆さんも怒つた方がいい。記録がない、検証できな

い、方針決定がいかに行われたのか、全くない。加藤大臣、これ大臣として、記録に残す、公文書残す、正しい労働行政を後世に伝え検証に堪える

ようにする、それ大臣の責務じゃないですか。何で一切公文書がないんですか。大臣、おかしと思

いませんか。

○国務大臣(加藤勝信君) これは口頭で指導したということ、そしてしかも、労働局長そのものがおやりになつたということ、そういう形式を取つておるのではないかなというふうに思います

が、ただ同時に、この経緯については、東京労働局の方からその考え方等については別途発表をさせていただいているというふうに承知をしております。

○石橋通宏君 この程度です。ごめんさい、大臣、言葉悪いですが、大臣が、これだけのものを公文書として、記録として残さなくてもいいと

そんなもんですね。発表した文書も公文書として登録されるんでしょうか。これ、すごいことだと思

います。

勝田さん、十二月二十五日、野村不動産の社長さんは一人であられたんですか。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。一人ではなく、随行の方はいらつしやつたと記憶しております。

○石橋通宏君 口頭での特別指導、何とおつしやつたんですか。

○参考人(勝田智明君) 翌日、私の方から公表させていたいただいた内容について、一定の役職以上の労働者を一律に企画業務型裁量労働制の対象にして

いたことから、対象とされていた労働者の大半

について、同制度の対象業務に該当しない個別の営業活動等に就かせていた実態が全社的に認められていた。これにより、企画業務型裁量労働制が適用できず、みなしの効果が発生しないため、通常の労働時間制度が適用となるが、当該労働者の労働実態から違法な時間外労働及び割増賃金の一部不払が認められた。こういったことから、これらの事項については是正を図るよう指導を行ったところでございます。

○石橋通宏君 特別指導だとおつしやつたんですか。

○参考人(勝田智明君) 申し上げます。

○石橋通宏君 お手元に、資料の四に、野村不動産が、そのすぐ翌日朝と言われていますが、プレスリリースを出しておられます。

勝田さん、このプレスリリース、おかしくないですか。このプレスリリース間違つていませんか、正しいですか。確認させてください。

○参考人(勝田智明君) 私の方から、野村不動産の発表されたことについて、おかし、おかしくないとコメントする立場にあるものではないとい

うふうに考えます。

○石橋通宏君 おかしいですね。

二十六日の勝田さんの記者会見、この野村の発表に基づいて是正勧告云々かんぬん、いや、発表がありました、発表がありました。この発表を基

に言つていたんじゃないんですか。そうでしょう。だから聞いています。この野村不動産の発表、これは前日、二十五日に勝田さんが野村の社長に伝えられたこと、事実をそのまま正確に発表されて

いますか。

○参考人(勝田智明君) 私の方から野村不動産のホームページ上の発表についてとやかく申し上げる立場にはないと思いますが、私から口頭で指導させていたいただいた内容は先ほど申し上げたとおりでございます。

○石橋通宏君 これ、またそうやって隠蔽される

と訳分からなくなりまして。

皆さん、口頭で聞いたんです。よくまあこん

なに正確にちゃんとプレスリリース書けるなど、社長さんが。まあ随行がおられたということですが、不思議に思います。

勝田さんの記者会見の内容と明らかに違つていますね、勝田さん、それは認められるでしょう。ここで、十二月二十五日付けで是正勧告・指導を四事業場、本社は受けましたと、これ事実

に反しますね。

○参考人(勝田智明君) 少なくとも私から、この第一段落に書いてあるものについて、私から野村不動産の社長に対して特別指導として申し上げたことはございませ

ん。

○石橋通宏君 勝田さん、ちゃんと答えてください。事実と反しますね。

○参考人(勝田智明君) 私の特別指導の内容とは異なります。

○石橋通宏君 勝田さん、ここ書いているのは是正指導ですよ。これには驚くべきことに特別指導なんて一言も書いていない。どこにも書いていない。是正指導を受けた、しかも二十五日付けでと書いてあります。事実と異なりますね。

○参考人(勝田智明君) 各監督署における是正指導についてはいつも申し上げないというふうに申し上げております。

ただ、私が野村不動産に申し上げたのは、全社的な特別、是正についての個別の指導でございます。

○石橋通宏君 これ物すごい矛盾、分かりますね。これ違うんです。勝田さんの二十六日の記者会見見れば、全く事実と違つ

つていますよ。これ、今日明らかに、資料の二で、勝田さん、言つていない言つていないと言いつつ、是正指導について基準部長と含めて何度も何度も記者さんとやり取りして、もうこれはどうしたつて認めているわけですよ。その中で明確に言われていますね、是正勧告を行

われたのは二十五日より前です。しかも、期日はばらばらですというふうにおつしやつて

います。

この野村不動産のプレスリリース、事実と違いますが。
○参考人(勝田智明君) 私どもとしては、野村不動産のホームページにあることから、是正勧告が行われたということその場で否定しなかったということでございます。

○石橋通宏君 ほら、いよいよ答弁できなくなっちゃった。

このプレスリリースに基づいて話していますと言いつつ、大臣、このプレスリリースに書いてあることと違うことを記者会見で述べられているわけですね。全然違うことを言っているんです。この記者会見とおりだったら、二十五日には正指導、勧告しましたって、それだけしか認められないはずなのに、いや、それ以前です、いや、全部はらばらです、そんなことまで御丁寧に、そんなことにも書いていませんよ、勝田さん、このプレスリリースには。

勝田さん、二十五日に野村の社長さんがおおいでになったときに、一刻も早くプレスリリース出すべきだと。ひよっとすると、このプレスリリースの内容まで事前に打合せをして出したんじゃないですか。

○参考人(勝田智明君) 私からは、野村不動産として取るべき対応については、野村不動産が取るべきプレスとの関係の対応については何も申し上げておりません。

○石橋通宏君 まず、皆さん、これすごく矛盾ですね。大きな矛盾です。言っていることが全然説明になっていません。これ、明らかに事前にすり合わせをされたのではないかとということが疑われるぐらいの内容だと思えます。

続いて、別の疑惑に移ります。
加藤大臣、今回、この野村不動産に対する特別指導、特別指導、一昨年、電通事業の後に過労死等ゼロ緊急対策をやられた、企業名公表制度の強化、それに続いて、昨年一月に基発〇一二〇第一号を出されています。なぜこれに基づくプロセスで企業名公表をやらなかったんですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 本件については、これまで答弁させていただいておりますけれども、違法な長時間労働等が複数の事業場で認められた企業に対する労働局長による指導・公表基準に基づく公表の対象ではないということは再三申し上げて、それに、基準でやった公表ではないということも申し上げているわけでありまして。

ただ、労働基準監督署における監督の結果、事案の様態が法の趣旨を大きく逸脱しており、これを放置することが全国的な違法状況に重大な影響を及ぼすと認められるものについて労働局長が企業の幹部に対して特別の指導を行い、行政の対応を明らかにすることにより同種事案の防止を図る観点から、既にその事実を明らかにしているという趣旨でさせていただいたところでございます。

また、東京労働局の公表資料の中で、法の趣旨を大きく逸脱した内容としては、一定の役職以上の労働者を一律に対象としていたこと、対象とされた労働者の大半が個々の営業活動等の業務に従事していたこと、全社的に行われていたこと、そうしたことをこの公表資料の中で申し上げているところでありまして。

○石橋通宏君 いや、つまり、資料の三で今触れている、皆さん、強化をされた企業名公表制度、このプロセス、参考までにお付けをしております。

この新たな仕組み、①、②、③、ツアアウト云々、これに当てはまらなかったということと今答弁されたということとでいいですね、大臣。

○国務大臣(加藤勝信君) この基準のこの公表ではないということでございます。

○石橋通宏君 いや、正確に言ってください。これは、既に我々のヒアリングでは監督課長が認められていますが、もしこれに当てはまるのであれば当然これのこのプロセスを進めていた、当てはまるものを当てはまらないとして扱ったことは絶対ないという答弁をされています。

大臣、同じでよろしいですね。当てはまらなかったからこれのこのとらなかつた、もしこれに

当てはまっていたのであればこのプロセスをやっていたはずだ、そういう答弁でいいですね。
○国務大臣(加藤勝信君) もちろん、ここで公表基準が出しているわけでありまして、この基準に合致するものであればこれのこのとつて対応すると。しかし、今回、それには該当しない。けれど、先ほどの説明いたしましたけれども、こうした事案であるということと、今回、こうした特別指導という対応を取らせていただいたと、こういうこととあります。

○石橋通宏君 ここが重大な疑惑なんです。なぜ、企業名公表制度をそれ以前のものからこまに強化をされた。でも、やっぱり企業名公表に至るまでにはちゃんとしたプロセス、手続のこのとつて企業名公表をするんだ。だからこの新たな仕組みをつくられて、わざわざ、ツアアウトの場合には企業幹部を呼び出して、全社的な立入調査をやつて、それでスリーアウトになったら企業名公表をしますよと周知をされた。全国の企業に対してもこういう周知をされたわけですね。そうではないのかかわらず、今回、これを逸脱をした、これのこのとらなない特別な指導と称してこれのこのとらなない形で企業名公表をした。なぜなら、いろいろ考えました。二つ理由があると思えます。

一つは、これのこのとらなくとも、昨年十二月の段階ではまだ野村不動産はこれに当てはまらなかったのではないかと。つまり、そのときにはまだ過労死、労災認定は下りておりません。ですのこの新たな仕組みでいうと、②の過労死等、過労自殺等で労災支給決定は当てはまりません。そう理解をします。つまり、このプロセスにはこのとらなくともこのとらななかつた。何か特別なやり方が必要だったんですかね。だから、これを分かちていて逸脱をした。これが一つの理由ではないか。

ただ、もう一つ考えられる理由があるんです。実は、今日もう一つお手元に資料の五で資料をお配りしております。この新たな仕組みで企業名

公表に至る、そういう事案を例として出してほしいということ、厚生労働省がこの愛知労働局の、この企業の公表、出してきました。違法な長時間労働の実態。皆さん、A、B、C、D、これでツアアウト、全社やたらまたスリーアウト、これで公表になっているわけですね、プロセスのこのとつた。つまり、このプロセスでやると、なぜその企業名公表に至ったかを公表しないといけないんです。分かりませんか。それが、過労死事案が一つの要因なのであれば、その過労死事案があったことを公表しないとけいなくなるんです。したくないんでしょね。したくないので十二月の時点でこれをやらなかつた。であれば、十二月二十六日、過労死の労災支給決定が行われること、これはもう既に分かっていたはずなんです。その後、このプロセスのこのとつて全社的な指導に入ればよかつたはずなんです。

なぜ十二月二十六日の前に、過労死の労災支給決定前に、これを逸脱して特別なものをこのとつて出して企業名公表をあえてやらなければならなかつたのか。一つは、これが使えなかつた、もう一つは、過労死事案を公表したくなかつた、だから特別な制度をつくり出して、そしてやらざるを得なかつた。

勝田局長、そうじゃないでしょうか。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。今回の特別指導については、裁量労働制に関して不適切な取扱いが認められたことから、同種の事案を防止する観点、全国的な法制の遵守を確保する観点から、特別指導を行い公表することとしたものでございます。

○石橋通宏君 加藤大臣、首振っておられますけど、これ、こういうプロセス、重ねて申し上げます、労働行政、適正に法令のこのとつて、手続のこのとつて、全ての企業の皆さんにも事業主の皆さんにも、こういうことを、まあ過ちを犯せば、企業名公表に至るのか、これを、手続がある意味明確にされたわけですね、基発〇一二〇第一号で周知徹底されているはずなんです。それにこのとつて

適正にやられている分はあはれずです。にもかかわらず、今回、それをあえて意図して逸脱をされた。行政文書もない。労働局長が、まあ勝田さん、すごい発言されています。じゃ、やっちゃおうかと言つてやっちゃった。まあ、とんでもないことですよ。そんなことで、そんなことで許されるんですか。そして、決裁文書もない、公文書もない、後世でそれが正しい判だったのかを検証するすべもない。

加藤大臣、これゆゆしき問題だと思います。これがもし意図して仕組まれたものであるとすれば、野村不動産に対する過労死事案があつたこと、それが、安倍政権が進めようとしていた企画業務型裁量労働制の適用拡大、それをまさに九月に、これ要綱案、閣議決定されていたわけです、進めようとしていたわけです。そのタイミングで何としてもそれを隠さなければいけないという趣旨でこの逸脱をやられた、隠蔽をやられているのであれば、ゆゆしき事態です。

加藤大臣、この辺でお認めになつたらいかげですか。
○国務大臣(加藤勝信君) 先ほど、過労死の話がありました。公表基準にのつとつて公表した場合においても、過労死の御遺族からそうした公表等あるいは今回のような同意がなければ、これは公表いたしません。したがって、どこに該当したかということをつまびらかに、その過労死部分には触れずに公表するということが当然なるわけでありまして、この公表の前提として常に過労死を言わなければいけないということには全くなつていないということをお認め申上げておきたいというふうに思います。したがって、そのことがあつたから我々の判断が変わつたというものでは全くありません。

それから、委員おっしゃつた点でありますけれども、じゃ、全て終わつてから、じゃ、もつと後に監督指導を入れればいいか。そうじゃなくて、やはり何らか分かれはしっかり入つて是正をしていくということは大変なことなんだろうというふう

に思いますし、そして、本件においてはこれだけの、先ほど申し上げた全社的に行われているということ、そして、対象になつた方がほとんどが本来の裁量労働制の対象にはない仕事であつたということ等々、この事案の態様を踏まえて判断をさせていただいたということであつて、あくまでも労働監督行政、これをしっかりとやっていくための手法として、今回、こうした事案の重さ等を踏まえて対応させていただいたということでありまして、今委員おっしゃつたようなことは全くないということをお明確に申し上げておきたいと思ひます。

○石橋通宏君 では、この後は浜口委員に譲りたいと思ひますが、これ引き続きしっかりと、正しい行政が行われたのか、我々追及続けていかなければいけないということを申し上げて、浜口委員に譲りたいと思ひます。
○浜口誠君 皆さん、おはようございます。民進党・新緑風会の浜口誠です。よろしくお願ひ申し上げます。

まず冒頭、私がいつも質問するときにはここから入るんですけれども、森友の国有地売却あるいは財務省の文書改ざん、そして最近では防衛省の日報隠蔽、さらには森友に関連して、その土地にあつたごみの搬出に対して口裏合わせが行われている。いろんな不祥事が本當もうめじろ押し、日々何かが出てくると、こんな状況の中で、我々も支援者の方に出ると、何やつているんだ、政治は、国会はということ、大変厳しい声もいただいております。

そんな中で、加藤大臣も岡山の地元に戻られたりして支援者の方といる意見交換される場合もあると思ひますけれども、一連のこうした行政の不祥事に対して支援者の方から大変厳しい意見もいただいていると思ひますけれども、加藤大臣、どのような御説明を今閣僚の一人として地元等の支援者の方にされているんですか。その辺についてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(加藤勝信君) この決裁文書の書換えに關して申し上げれば、本来こうしたことはあつてはならないということでありまして、今財務省等においてしっかりとその検証がなされているということ、そして、我々、例えば厚生労働省においても過去にもこういう事案があり、そして今回の事案を踏まえて公文書管理等をしっかりと徹底をしていく、あるいは決裁文書というのはどういふものなのか、その意識付けをしっかりとやっていく、こういうことを申し上げさせていただきますと、に、あわせて、私も裁量労働制においてもいろいろ問題がありましたので、それについても、もう重ねて申し上げますけれども、この委員会等で申し上げているようなことを説明をさせていただいてほしいと思ひます。

○浜口誠君 あしたも衆議院の方では予算の集中、組まれております。まさに、国民の皆さんからすると本當全容解明に向けて早くしっかりとした確認をしてほしいと、それがやっぱり国会の役割でもあるし、それはまさに政府としても、そこについては国民の皆さんの疑問に答えるという意

味でも真摯な対応をしっかりと取つていただくことをお願ひ申し上げておきたいというふうに思ひます。
それでは、石橋理事の後を受けて、まず特別指導に關して、私の方からも少し細かな点も含めて確認をさせていただければというふうに思つております。

まず最初に、勝田局長にお伺ひしますけれども、十二月二十六日の記者会見のときに、今回の特別指導、どのような根拠法令に基づいてやつた対応ですかということをお答えをされております。設置法ですと、これに基づいてやつたのが特別指導ですというふうにお答えをされておりますけれども、具体的に設置法の何条に基づいて今回の特別指導は行われたのか、その点御説明お願ひします。
○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。今回の特別指導につきましては、厚生労働省設

置法第四条第一項第四十一号に掲げる所掌事務として行つたものでございます。
○浜口誠君 それは具体的にどの部分を指して言われているんですかね。もう少し詳しく御説明お願ひします。
○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号には、労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他労働条件に關することとあり、これに關する事務として行つたものでございます。

○浜口誠君 我々、今回の件について野党合同でヒアリング、何回も行いました。そのときにも、厚生労働省の皆さんにも来ていただいて、今回の特別指導、どういう根拠で行つたんですかと。その野党ヒアリングにおいては、厚生労働省からの説明は、根拠法令は明確に答えられておられませんでした。もう既に十二月二十六日に勝田局長は答へられているのに、我々が三月ぐらいにやつたヒアリングでは明確に答えなかつた。

なぜ、そのときにこの法令に基づいてやつている特別指導ですというのをお答えにならなかつたのか、その理由について確認したいと思ひます。
○政府参考人(土屋喜久君) お答え申し上げます。御指摘の点は、三月の多分上旬に行われました野党のヒアリングの際に私からお答えを申し上げたとき、法的な根拠ということを御指摘をいただいたときに、直接的に指導ができるというふうな明記をした法律上の規定がないこと、それから根拠となる通達といったものもないことを念頭に、その旨、つまり法的な根拠はないということをお答えを申し上げたと記憶しておりますけれども、特別指導については、先ほど勝田局長から答弁もありましたように、厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号に掲げる厚生労働省の所掌事務に關する行政指導として労働局長が実施をしたものだというふう

に承知をしております。

○浜口誠君 ちよつと厚労省の中でその辺の認識合わせが本当に行われていたかどうかというものは、はっきり言って疑問に思っています。しっかりと連携を、これだけ大きな取組をしているわけですから、お互いが共通の認識に立ってやるといのが本来の姿だといふふうに思います。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。本件の特別指導については、本省とも相談しながら、私がその実施を決定したという経緯でございます。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。本件の特別指導については、本省とも相談しながら、私がその実施を決定したという経緯でございます。

○浜口誠君 じゃ、勝田労働局長が決めたということですね。御自身の決裁において行われたことでは、この特別指導を行うまでに、じゃ、関係する労基署からどのような報告を受けて今回の特別指導をやるという判断に至ったのか、そのこの決定に至るまで、判断に至るまでどれぐらいの会議を、あるいは打合せを関係する労基署並びに東京労働局の中で行ったのか、その経緯について詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。個別の事案に関するところでございまして、監督指導の円滑な実施に支障を来すため、その詳細については回答を差し控えていただきたいと思います。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。本件につきましては、労働基準監督署の調査の状況等も踏まえ、私が労働局の担当職員と適時適切に協議いたしました。企画業務型裁量労働制の運用状況が法の趣旨を大きく逸脱しており、全社的な指導を行う必要があると考えて、その方針について本省にも相談し、決定したものでございます。

○浜口誠君 もう少しオープンにしてもらえませんか。やっぱりこれだけのことを判断したわけですから、いろんな関係する労基署とも連携取りながら多分対応していったと思うんですけど、もう一回聞きます。この判断に至るまで、どの

ようなプロセスで、どの労基署とどんな議論をして、最終的に特別指導をするしかないか、そのような御判断に至ったのか、お答えください。

○参考人(勝田智明君) 個別の事案に関するところでございますので、詳細の回答については差し控えていただきたいと思います。

○浜口誠君 個別の事案ということも再三言われますけれども、やはり我々、この場では、本当にこれまでの労働行政きつちりと正しい対応をされたのかどうか、そこをチェックする責務が我々にもあります。やはり事実の一つですし、正直にいろんな情報をいただかないとその辺の検証もできないといふふうに思っておりますので、いろんな事情があるかもしれませんが、本当に正直な情報を我々にも開示、提供していただくことを強く申し上げておきたいといふふうに思っております。

この特別指導は、まさに局長が判断、決裁をしたと、それで実施したということですね。その実施に至るまで加藤大臣に三回報告が上がっています。勝田局長で判断できる、対応できることをなぜ三回も加藤大臣に本件に関して報告をされているんですか。その理由についてお伺いしたいと思ひます。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。大臣への報告につきましては、私ども東京労働局からの相談を受けた本省労働基準局の職員が行っていると思われれますので、私としては、どういふ状況で行われたのかといったことについては承知しておりません。

○政府参考人(山越敬一君) 大臣への報告でございませうけれども、この詳細につきましては個別の事案に関するところでございませう。また、監督指導の円滑な実施に支障を来すおそれがあるものでございませうので、回答を差し控えていただきたいと思います。

○浜口誠君 何で三回も加藤大臣に報告したんですかと。それは別に個別の案件の調査に支障を来すということにはならないと思ひますよ。どうい

う判断をしてこれは加藤大臣に報告をしなきゃいけないという御判断をされたんですか。そもそも勝田局長だけでできることなんですよ。そうやって先ほど確認しましたから。それをあえて大臣まで上げた理由があるはずですよ。それについて明確にお答えください。

○政府参考人(山越敬一君) 繰り返しの御答弁で恐縮でございますけれども、今御指摘の点につきましては監督指導の円滑な実施に支障が来すおそれがあるといふふうに考えておりますので、回答を差し控えていただきたいと思います。(発言する者あり)

○委員長(島村大君) 速記を止めてください。

○委員長(島村大君) 速記を起してください。

○政府参考人(山越敬一君) この御指摘の特別指導でございますけれども、この特別指導については非常に重要な案件であるといふふうなことを考へましてこういう形で報告をさせていただいているところでございますけれども、いずれにいたしましても、こうした方法につきましては、監督指導の円滑な運営に支障を来すものであると思ひますので、詳細につきましては御答弁を差し控えていただきたいと思います。

○浜口誠君 重要な案件だったからということですね。では、重要といふのはどういう点が重要だったんでしようか。その中身、重要と判断した中身がもう一度詳しく説明していただきたいと思います。

○政府参考人(山越敬一君) 繰り返しの答弁になつて恐縮でございますけれども、この案件、特別指導といふことで重要な案件だといふふうに判断をいたしましたし報告をさせていただいたところでございます。

○浜口誠君 幾ら言っても答えていただけないので、じゃ、個別案件ではなくて一般論としてお伺いしますけれども、大臣にそういう報告を上げるときの基準であったり、どういう場合に、こうい

う要件があるときには大臣にレポートを上げますという基準が一般論としてあると思ひますけれども、そこは明確にこの場で御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。その事案の内容等によりまして適宜適切に判断をして御相談をさせていただいているといふふうに考えております。

○浜口誠君 一般論と聞いていますから、適宜適切といふだけじゃなく我々としては判断できません。内規なり、こういう要件があるときには必ず大臣には一報を入れましよう、説明をしないといけないと、わざわざこれだけの資料も作っているわけですから、そういうのが当然あるはずですよ、厚労省の中に。要件、しっかりと説明してください。

○政府参考人(山越敬一君) 御説明させていただきます。どういふ場合にどういふ報告をどういふふうにするかということについては特段定められた基準というものはないものと承知しておりますけれども、いずれにしても、必要な事項を適切に報告できるように判断をして行っているということでございます。

○浜口誠君 じゃ、重要だと判断されたんですかね。その重要と判断するためのやつぱり尺度だったり基準があるはずですよ。その基準をクリアしているからこれ重要だといふふうに本省の中で御判断されたといふふうに思ひますので、そこはやつぱり当然あるはずだといふふうに思ひます。これまでの慣例でもいいです。何らかの、明文化されていなくたって、多分局長だとか課長の中にはあるはずなんです。それを説明してください。

○政府参考人(山越敬一君) これにつきましては、私どもの労働基準局内でその必要性があるかどうか判断をしながら必要な相談をさせていただいているものだといふふうに承知をいたします。(発言する者あり)

○委員長(島村大君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(島村大君) 速記を起してください。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。

私どもとして、どのような形で大臣などに御報告するかにつきましては、これは一般論でございますけれども、その事案の態様とか状況に照らしましてその必要性を判断して行っているところでございます。

○浜口誠君 では、今回の三回の御報告は、あれですか、局長の自らの御判断で大臣にレポートを上げたのか、それとも政務官、副大臣にも御相談した上で大臣まで上げていったのか、それはどちらでしょうか。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。

これは、私ども労働基準局の判断として御相談をさせていただいているものだというふうに考えます。

○浜口誠君 では、もう一度確認します。

じゃ、副大臣、政務官には全く相談せずに、あるいは報告も上げずに、いきなり加藤大臣まで今回の三回の御報告は上げたということでしょうか。

○政府参考人(山越敬一君) 申し訳ございません、その点については、ちょっと今正確に、手元に資料がございませんので、お答えはできません。恐縮でございます。

○浜口誠君 じゃ、牧原副大臣、今お見えになりますから、三回もですよ、三回も大臣にレポートが上がっているわけなんで、牧原副大臣、今日お見えになりますので、この報告書、事前に、大臣の方から説明がなかったのか、その辺いかがですか。

○副大臣(牧原秀樹君) 私の記憶では、こうした報告を事前に受け取っているものではありません。

○浜口誠君 でも、正直、組織として本当にそれでいいんでしょかね。何のために政務官、副大臣がいて大臣がいるんですか。こんな重要な案件、いきなり飛び越えて、飛び越えて大臣まで上げるんですか。そういう組織なんですか、厚生労働省というの。その組織自体の在り方も、本當これ、問われますよ。

もう一回聞きます、局長、政務官、副大臣に説明した上で加藤大臣にレポートを上げたんですか、上げていないんですか。さつきは明確に答えていませんけれども。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。

この報告でございますが、労働基準局の職員が行っているものでございまして、今御指摘の報告がされたかどうか、ちょっと今私はつきり記憶がございませんので、答弁は差し控えていたいただきたいと思っております。

○浜口誠君 じゃ、あれですか。局長は、山越さん、知らなかったということですか。もう一般の職員の方が大臣のところへ直接上げたか、そういう認識でよろしいですか。

○政府参考人(山越敬一君) 申し訳ありません、その御報告は、一般的には私あるいは課長などがしているものでございまして、いずれにいたしましても、ちょっとそのときどうしたかというところについて今すぐ思い出すことができませんので、答弁は差し控えていただきたいと思います。(発言する者あり)

○委員長(島村大君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(島村大君) 速記を起してください。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。

この報告でございますけれども、これにつきましては、私の責任で決めて行っているものでございます。

○浜口誠君 そうですね、難しい質問もしていませんので、最初から事実に基づいて御答弁いただければよかったです。

じゃ、ちょっと加藤大臣に聞きますけれども、今回、三回のレポートが上がっていますけど、どなたから御説明を受けましたかね、三回の。誰から加藤大臣の方に説明があったかというのを御答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(加藤勝信君) 済みません、ちょっと突然のことで、誰がということまで承知しておりませんが、基本的には、今局長からありましたように、労働基準局から説明があるということで、基本は局長からの説明でありますけれども、場合によっては、私の日程と局長の日程とが合わない場合には、途中で局長が中座するなりして、その間、課長が説明すると、そういうこともあったように記憶しておりますが、一個一個についてそれがどうだったかについて、ちょっと手元にもありませんし、元々そういうことを全部記載しているものではないので、ちょっと確認できません。

○浜口誠君 じゃ、局長は説明したということではないんですか。記憶にないんですか、三回もやっているのに。同席されていたんですか、三回とも。山越局長の同席したかどうかを確認したいと思っております。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。

私から御報告をしたこともございまして、そうでなかったこともある、担当課長の方からしたこともあるかというふうに思います。

○浜口誠君 やっぱ、重要な案件であればあるほど局長あるいは副大臣、政務官も同席をされて、大臣とは認識の共有化をされるのが当然だということに思いますけれども。

じゃ、牧原副大臣は一回も同席もされてないんですか。事前じゃなくて、そのレポートを受けたときに同席もされてないんですか。

○副大臣(牧原秀樹君) 同席をしておりません。

○浜口誠君 副大臣、政務官も同じ情報をしっかりと共有化をされるべき事案ではないかなというふうに思いますけれども、どなたが誰にレポート

を上げるかというのは局長判断なのかもしれないけれども、組織としてのやはり対応ということ考えたときには、こういった重要な案件についてはしっかりとトップの皆さんが同じ情報を共有化をして、ワンボイスでいرونな対応は応えられるようにしておくべきだということに思っております。

その点は、今後の運用についても、いろんな案件これからのあり方とも思いますけれども、是非、組織のガバナンスという点ではしっかりと組織の中で今後の在り方というのは御検討いただきたいというふうに思っております。

では、続きまして、立入調査というのもこれやっております。十二月に立入調査をやったというのは勝田局長の記者会見の中でもそのような答弁をされているというふうに思っておりますが、この立入調査というのは、今回の特別指導をやる前に十二月に行ったということでしょうか。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。

詳細についてはお答えできませんが、十二月の記者会見でも述べておりますとおり、十二月にも立入調査を行っております。

○浜口誠君 じゃ、今のお言葉を取ってあれですが、にもと言われましたので、それ以前にも立入調査はやっておったということですか。

○参考人(勝田智明君) 私ども、様々な情報を集めた上で特別指導というのを考えておりましたので、そういったことをやりました上で、本省とも相談の上、特別指導のプロセスを詰めてまいっておったところでございます。

○浜口誠君 いや、だから、十一月とか十月にもやったんですかというのを聞いています。

○参考人(勝田智明君) 十二月以前にも立入調査が行われたこともございます。

○浜口誠君 それは、じゃ、全事業所行ったということですか。この会見の中でもそのニュアンスは言われていますけれども、全事業所やっただ。

○参考人(勝田智明君) いつどこでどのようにということにつきましては、個別の案件でございます。

すのでお答えを差し控えていただきたいと思
います。

○浜口誠君 いや、お認めにならないんで何でか
なと正直思いますけれども、いろいろ記者会見の
議事録読めばもうそうやって言われていきますか
ら、もう本当正直に、今更隠すことでもないと思
いますし、みんな周知の事実だというふうと思っ
ているものですから、そういう形で立入調査、十
一月とか十月にもやられているということだと思
います。

基本的には、これ一般論でいいんですけれども、
立入調査してからは正勧告に至るまでの期間、ど
れぐらいの期間が必要なんですか。これは一般論
としてお伺いしたいと思えますけれども。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。
監督指導を行った際に立入調査の開始からは正
勧告を行うまでの程度の時間を要するかにつき
ましては、企業の規模とかその監督の内容とかに
よって様々でございます。一概にお答えす
ることは困難であるものでございます。

○浜口誠君 一概に言えないといつても、では、
短いときだとどのぐらいとか、多少日程感が分か
るものを、長いと一か月だとか、そういうことも
言えないということですかね。

○政府参考人(山越敬一君) 一般には、立入調査
からは正勧告までは、その日のうちに、数時間で
出る場合もございますけれども、物によってはそ
の数日後には正勧告をするようなものもございま
す。またさらに、もう少し時間が掛かるものもあ
るといふふうに承知をしております。

○浜口誠君 あと、次にちょっと企業名の公表に
ついて、これも記者会見の中で、企業の方には事
前に公表するよということば伝えてありますとい
うことを、これも記者会見の中で言われています
けれども、じゃ、今回でいうと、特別指導を行っ
た企業に対して、いつ誰がどのような方法で会社
側のどなたに企業名公表しますからねというのを
お伝えをされたのか、そこを聞きたいと思いま

す。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件につきまして
は、私が二十五日に社長に対して特別指導を行
うに際しまして、特別指導の旨について公表するこ
とをお伝えいたしました。

○浜口誠君 じゃ、その二十五日に、先ほど石橋
理事からも質問ありましたけれども、同時に、会
社に対して、今日あったこの特別指導については
会社としても何らかの形で公表していただきたい
と、そういう依頼をされてはいませんか、そのと
きに。

○参考人(勝田智明君) 私からはしておりませ
ん。

○浜口誠君 そのときに同席されたのは、もうあ
れですか、勝田局長のみですか、その二十五日、
会社に対して特別指導をしたのは、もう勝田局長
お一人が会社側の方と面会をしたということによ
るのでしょうか。

○参考人(勝田智明君) 私一人ではなく、記録
を、その状況を確認するために担当の者もおりま
した。

○浜口誠君 じゃ、ちょっと、私からはそういう
依頼はしていません。

じゃ、東京労働局の方から何らかの形で企業側
に、会社側に、そういう公表をちゃんと会社とし
てもやってくださいなというふうな依頼をしてい
るといふことはございせんか。局長じゃなく
て、東京労働局としてそういう依頼はしていま
せんか。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。
私が承知している限り、私が社長さんとお会い
している間に、そのようなことを申し上げたこと
はございません。

○浜口誠君 じゃ、それ以前にもないということ
でよろしいですか。

○参考人(勝田智明君) 私は承知しておりませ
ん。

○浜口誠君 まあ、いろいろ特別指導に関して質
問をさせていただきましたが、まだまだ確認しな

きやいけないことはあるというふうに思っており
ますが、私、次の点が、ちょっと話題変えますけ
れども、企画型裁量労働についてちょっと聞きた
い点があるので、そちらの話題に移らせていた
だきたいというふうに思います。

企画型裁量労働について、今回の特別指導は、
法的に適用しやいけないような業務に適用され
ていたということで東京労働局が社長を呼んで特
別指導をしたということですが、その十二月二十
六日の記者会見の中でも、この業務が企画型裁量
労働が適用できるかどうか、どうやって見分ける
んですか、判断するんですかということ聞かれ
たときに、勝田局長は、業務を見て判断しますと
いうふうに答弁されています。それは事実という
ことよろしいですか。

○参考人(勝田智明君) 企画型裁量労働が適用で
きるかどうかというのは、その内容が法的要件を
満たしているかということでございます。その
分類には業務の内容が重要なポイントを占めてい
るといふふうに承知しております。

○浜口誠君 いや、答えていないですよ。
業務を見て判断しますと答えたかどうかという
のを聞いています。

○参考人(勝田智明君) 済みません、お尋ね、二
十六日の記者会見でそういうことを申し上げたか
どうかということでございます。

○浜口誠君 はい。(発言する者あり)

○委員長(島村大君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(島村大君) 速記を起こしてください。

○参考人(勝田智明君) 済みません、申し訳ござ
いませんでした。
業務を見て判断しますというふうに申し上げて
ございます。

○浜口誠君 はい、そうなんです、そう言われて
いるんです。僕は正しいと思えますよ、業務を見
て判断する。
これは厚労省全体の見解、考え方ということ
よろしいですか。

○政府参考人(山越敬一君) 対象業務の範囲に
なっているかどうかということは、その法の要件
だというふうに思います。

○浜口誠君 じゃ、業務を見て判断するといふこ
とでいいんですね。

○政府参考人(山越敬一君) 労働基準監督官が裁
量労働制について、一般論でございますけれども、
監督する際には、業務がその対象業務の範囲
かどうかということについて確認をして、違反が
あれば指摘をするということでございます。

○浜口誠君 確認というのは、実際に見てとい
うことも含まれるということではないですか。確認
という意味合いはどういう意味合いで言っていま
すか。

○政府参考人(山越敬一君) 失礼いたしました。
届出の際の裁量労働制についてのその対象業務
でございますけれども、その届出に出されている
記載事項、これが法律の定める要件に当たって
いなければ、これはチェックをするということか
というふうに思います。

○浜口誠君 明確にお答えされないので。
いや、勝田局長が言われた業務を見てというの
は、実際にその業務が企画型の裁量労働にちゃん
と適しているかどうかというのを実際に見ないと
判断できないよということをおっしゃっている
というふうに僕は思っているんですが、その理解で
いいですか。

○参考人(勝田智明君) 届出の際ということであ
れば、実際に現場を見るということではなく、書
類等に記載されているものが正しくその業務に当
たるかどうかということを確認した上で書類を受
けさせていただくかどうかということになります。
す。

○浜口誠君 じゃ、今は企画業務型裁量労働を適
用する場合には決議書というのを届け出ないとい
けないというふうに思っております。

じゃ、そのときに、各受理する労基署、どのよ
うな対応、チェック、確認をされているんです
か。

○政府参考人(山越敬一君) 企画業務型の裁量労働制でございますけれども、これは決議届を監督署に出していただくわけでございますけれども、まずチェックしなければいけないのは、必要的記載事項がちゃんと記入されているかどうかということをチェックいたします。また、そこに書かれている対象業務の範囲が法律の定める範囲とは異なるものである場合も、これはチェックをするわけでございます。そうした場合は提出をしてきた使用者に指導をしていくことになりま

○浜口誠君 じゃ、今回の野村不動産の場合、そのチェックで確認したんですか。その時点でなぜ、今回の件が決議書を受領する段階で見抜けなかったのか、反省点とか、そういったものはないんですか。

○参考人(勝田智明君) 私どもが受け付けます際には、書類に書いてあるものだけを見ておりますので、そこで判断せざるを得ないということになります。このように起こったということになっていないかと思っております。

○浜口誠君 その問題なんですよ。受理する段階ではやっぱり見ていないんですよ、ちゃんと。本来的に、行つてこの業務が企画業務型裁量に適用している業務かどうかというのを労働基準監督官がちゃんと確認していれば、今回の決議書なんか受理しないんですよ。そもそも受付段階で、受理する段階でチェックが甘い、そういう状況の今体制になつていて、ルールになつていて、そこが根本的な私は今の制度の中の課題だと思

○政府参考人(山越敬一君) 先ほど申し上げましたように、この企画業務型裁量労働制の決議届が出されてきたときには、対象業務、これは届け出ていただくわけでございます。これは事業の運営に関する企画、立案、調査、分析の業務でございますので、そういったものに当たつていて、どうかをしっかりとチェックするということがござい

ます。それに当たつていなければ、それは使用者にその段階で指導するということでございます。

○浜口誠君 じゃ、今回の野村不動産は、受理する段階で、それは適正だと、これは適用できるという判断をしたということですね。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。

私どもに提出された書類上は受け付けるべき要件を満たしていたというふうに判断させていたというふうな承知しております。

○浜口誠君 これは極めて重要ですよ。受付段階でやっぱり見抜けないんですよ、そんな紙だけ見ている、決議書だけ見ている、本当にこれが企画業務型裁量労働として認めていいかどうかというのには紙だけでは見抜けない。だからこそ、勝田局長は、業務を見て判断するんだと、今回は業務見てこれはノーだという判断をしたんだということを書いて見えては述べられたと。そのとおりでござい

○国務大臣(加藤勝信君) 現行制度が届出ということになつておりますから、許可でもないしというわけですから、基本的に届出の要するに形式要件が合致しているかどうかということを見ていて、ということでありまして、さつき説明がありましたように、それに、例えば書かれてある業務がこれは明らかに違つたということであれば、これはもう戻すということになります。書かれてある中身が一応形式的に合致しているのであればこれは届出を受けるといふことになるんだらうと思

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。その上でどういふ形でチェックしていくのかということについて、これは今実際、別途企業にも

もう一回チェックしていただくような作業を並行してやらせていただいておりますけれども、そういったことも含めて、例えば届出が出たらどのぐらいで確認していくのかとか、やっぱりそういったことはしっかりと考えていかなきゃいけないんだらうというふうに思います。

○浜口誠君 今回の案件を繰り返さないというのであれば、僕は受付段階から、受理する段階のやっぱりやり方もこれは変えていく必要があるというふうに思つておりますので、是非、厚労省の中で、労基署の関係する皆さんでどういった対応をするのかというのを再検討を強くお願い申し上げて、終わりたいと思います。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

働き方改革関連法案が閣議決定ということに對して、私はまず強く抗議を申し上げたいと思つて、厚労省は、労働行政に対する国民の信頼を失つていんだという自覚を持つべきだと思つて、断固この法案についての撤回を求めておきたいと思つております。

そこで、先ほど来議論になつております企業名の公表基準のところから私も質問したいと思つて、

これ、そもそも、電通の過労死事案が本社だけではなくて複数事業場でも繰り返されたというのが次々と明らかになつた、そういう事態も受けて、昨年の一月に労働局長による企業名公表の基準ということが見直されたという経過だと受け止めております。

改めて確認をしたいと思つて、見直したその主な中身というのはどういうものでしょうか。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。今御質問ございました労働局長による指導・公表制度でございますけれども、違法な長時間労働が複数の事業場で認められ、その場合に、労働基準監督署長による企業の経営幹部に對する指導後、再度違法な長時間労働が認められた企業に對

して行つてきたものでございますけれども、先生今御指摘のございました二〇一七年の見直しに際しましては、過労死を複数の事業場で発生させた場合などについてこれを対象にするというふうな、幾つかの要件の追加、対象範囲の拡大を行っているところでございます。

○倉林明子君 それまでの月百時間を超えという部分が月八十時間を超えということで、そこでも見直しがされているということかと思つて、そういう意味でいうと、基準は強化されたということですよ。

○政府参考人(山越敬一君) 平成二十九年一月以降、この指導・公表件数によつて公表した件数は一件でございます。

○倉林明子君 その指導した一件というのを資料を付けております。これ、二枚目のところで、ダイホウとお読みするののかと思つて、大玉運輸株式会社ということで、違法な長時間労働の実態、人数、時間と、極めて詳細に書いて公表しているということになつていまして、さらに、是正指導の状況ということについても、文書も出すということになつております。

企業名公表、それ自身が極めて異例なんです。見直す前でも年に一件程度の公表ペースだつたと思つて、さらに、これよく見ていただくと、基準は見直したんだけれども、この事案というの強化されたところに該当しているんじゃないんですよ、旧基準に該当しているということ、見直さなくてもこれ局長の公表事案になつていたものなんです。

そもそも、企業名公表、これ見直した経過も含めて考えれば、過労死ラインを超えるような長時間労働、こういうことが起こつていて、その実際の証拠を示すような、教訓として、こういう事案になつていまして、周知するということもあるかと思つて、違

反行為を具体的にこういふふうに指摘している
と、私は意味があると思うんですけども、その
理由について説明いただきたい。

○政府参考人(山越敬一君) この企業名公表の制
度でございますけれども、今御指摘もございま
したように、その事実について広く社会に情報提供
すると、そういう意義も持っているものでござい
ます。

そうした中で、法令違反の防止の徹底でござい
ますとか自主的な改善を促進することという、こ
ういう観点から行っているものでございまして
で、委員の御指摘のような項目を記載させるとい
うことにさせているところだというふうに承知を
しております。

○倉林明子君 ところが、今回の公表は、先ほど
来紹介あったとおり、口頭なんですよね。裁量労
働制の違法適用の実態、さらに、それによつて長
時間労働がどの程度されていたのか、その違反実
態が詳細分らないんですよ。そういう意味でい
うと、公表基準にあるような法令違反の実態が分
からないという指導になつてはいるんですよ。

基準とは理由が違う、当てはまらないという説
明あつたんですけども、要は、教訓にならないん
じゃないかと、それだけでは。しっかり詳細な違
反の中身ということが公表に伴つて周知されるべ
きだと思ふんですよ。なぜ詳細な違反実態とい
うのを、公表基準で示しているような中身、全て特
別だと言つてはるので、ほかの公表の仕方あるの
かもしれないけど、詳細をせめて文書で出すべき
だと思ふんですけども、何でやらなかったのか
と。

○政府参考人(山越敬一君) 今回の特別指導でござ
いますけれども、これは、事案の態様が法の趣
旨を大きく逸脱しているということで特別指導し
たところでございます。

この法の趣旨を大きく逸脱しているということ
でございますけれども、これは、企画業務型裁量
労働制の対象とされていない営業のような業務に
労働者の多くの人を就けていたということからこ

の特別指導を行ったところでございまして、そう
いった実態については公表して、周知、同種の事
案の防止を図るうとしておられるところでござい
ます。

○倉林明子君 これ、今、山越さんが答えられた
ということ、勝田さんの判断じゃなくて厚生労
働省が判断したと、公表の詳細は書かないと、そ
ういうことですか。

山越さんです、山越さんが答えただけから。
○政府参考人(山越敬一君) 今お答えさせていた
だきましたのは、この特別指導について、これは
どういふことを公表したのかと、そういう一般
的な考え方でお尋ねになつたというふうに認識を
いたしましたので、今のようにお答えをしたところ
でございます。

○倉林明子君 じゃ、勝田さん、どうでしょう
か。

○参考人(勝田智明君) 本件につきましては、違
法な長時間労働が複数の事業場で認められる企業
に対する労働局長による指導、公表の制度に基づ
く公表制度ではありませんということ、先ほど
来申し上げているとおりでございます。

ただし、労働基準監督署における監督指導の結
果、事案の様態が法の趣旨を大きく逸脱する、こ
れを放置することは全国的な違法状況に重大な影
響を及ぼすと認められるということで、私が企業
のトップに対して特別指導を行い、行政の対応を
明らかにすることにより同種事案の防止を図る観
点から、その事実を明らかにしたものでございま
す。

公表に際しまして、上記の企業において一定の
役職以上の労働者を一律に企画業務型裁量労働制
の対象としておられることから、対象とされていた労
働者の大半について、同制度の対象業務に該当し
ない個別の営業活動等の業務に就かせていた実態
が全社的に認められたということで、違反の内容
等明らかにした上で同種事案を防止するというこ
とに關して一定の効果をもたらしたのではないかと
いうふうに思つてございます。

○倉林明子君 いや、公表する場合、本当に教訓
にするということでは、それは一定の効果は
ありましたよ、大きな効果はあつたと思う。だけ
れども、実際に公表する中身ということが、今の
話聞いていたつてざつくりした話しか分からぬわ
けですよ。やつぱり、公表基準を何で決めている
のかということからいへば、その公表基準に沿つ
た、私は、大臣の報告見ていたら、検討がされた
んじゃないかと思ふんですよ、公表基準に沿つて
公表できるのかどうかということ。だけれども、
これ使えなかつた。

先ほど議論あつたけれども、公表基準以上
だつたけれども基準を使わなかつたのか、先ほど
の説明で。それとも、複数事業場や該当者数が基
準より以下だつたのか。それから、私はこの可能
性もあると思ふんですよ。それは、裁量労働制の実
労働時間の把握というのは非常に難しいんですよ。
だから、正確な実態というのを実労働時間に
ついてつかみ切れなかつたのか。勝田さん、どう
ですか。

○参考人(勝田智明君) 公表の基準に当てはま
らなかつたものと考えてございますが、個別の事案
に關することであり、監督指導業務の円滑な実施
に支障を来すおそれがあるため、詳細については
お答えを差し控えておきたいと思ひま
す。

○倉林明子君 あのね、何で議論になつてくるか
というのを、勝田さん、よく考えた方がよろし
いよ。

いや、ほんまにね、ここが公表、要は、隠した
のか隠していないのかということ、ここ
の公開というのは非常に重要だと思ふんですよ。
何で公表しなかつたのか。当てはまりませんでし
たでは到底納得できない。はつきり言つてくださ
い、理由はどうだつたのか。どうですか。

○参考人(勝田智明君) 当該公表基準には当ては
まりませんが、その詳細についてはお答え
を差し控えておきたいと思ひます。

○倉林明子君 もう一回、落ちていて、どれかし

かないんですから。(発言する者あり) そうじゃ
ないんですよ。冗談じゃないんですよ。
過労死が出ている、この事実は認められた。
じゃ、裁量労働制の実態はどうだつたんですか。
公表基準よりもその実労働時間数で超えるような
労働の実態があつたのになかつたのか、それぐら
い答えたらどうですか。

○参考人(勝田智明君) 個別の実態に關すること
であり、詳細のお答えは差し控えておきたいと思
ひますが、いづれにしても、裁量労働制
が不適切に使われて問題であるということから公
表させていただいたものでございます。

○倉林明子君 それだけじゃ、私は、国民にも説
明が付かない、企業にも説明ができないというふ
うに思ひます。分かつておられるのは、真実を知つ
ておられる野村だけだということじゃないですか。
私、裁量労働制の違法適用、これが重大な問題
だと思ふ。同じ認識ですよ。あつてはならない事
態だと思ふ。そういう場合に、同じことが他社でど
う起らないようにするのか。この点からい
ても、公表のありようというのはきちんとしてやる
べきだと思ふんですよ、きちんとして、根拠も示
して。きちんとして、それは教訓にならない。周知徹
底というときに、本当に欠けた情報になつてい
ると思ふんですよ。

野村不動産の違反の実態について、労働時間を
チェックしているというのは、黒塗りだけ出て
いるので分かるんですよ。十二月二十二日が最終
の労働時間、事業場ごとの実態を示すものだと
いうことはうかがえる。

私は、公表基準に沿つてどうだつたのかとい
うこと、それ示す上でも、これ個別の事案にして
はならない。公表してきちんと情報を周知する
から、この十二月二十二日、最終分の労働時間
の実態については、公表基準だつたら公表されて
いる部分なんですよ。これ明らかにした方がいい
と思ひますよ。大臣、どうですか。

○國務大臣(加藤勝信君) 公表基準も、委員御指
摘のように、たしか四点ありまして、企業名とか

違反の実態としか書いていないんですね。その実態をどこまで書くかということについては特段の記載はないというふうに承知をしておりますので。

この、ちょっと、多分大宝だと思っておりますけれども、このお配りいただいたこれについては、これは違法な実態ということが出てくるわけでありまして、本件についての違法という意味においては、やっぱり裁量労働制がどういう形で本来適用されるべきではないものが適用されたのかということについて、東京労働局の公表資料の中で一定お示しをさせていただいているということ、こういうふうな理解をしております。

倉林明子君 公表基準の該当しないという、なぜ該当しないのかということの説明責任も私はきつちり果たすべきだと思っております。該当しないというときに、いや、要は公表基準で、何で公表するかというのは、過労死を防止するために違反実態を周知するというところでしよう、基本は。それなのに、この場合の裁量労働制でやってきた調査結果というのがなぜ公開されないのかと私理解できないんですね。

いろんなケースあったと思う。公表に向けて調査したんだと思うんですよ、現場は、一生懸命。ところが、その中身が出ないということが余計疑惑を深めているとさえ思う。だから、少なくともこの十二月二十二日の労働時間の調査結果については、黒塗り部分の開示を私は求めたいと思っております。

御協議ください。

委員長(島村大君) 後刻理事会で協議させていただきます。

倉林明子君 次に、特別指導について伺います。公表基準が強化されました過労死ゼロ緊急対策で、新たに企業本社に対する特別指導を行うというふうにしてあります。これ、三枚目の資料に付けてあります。

この特別指導というのは一体どんな中身です

か。端的にお願いします。

政府参考人(山越敬一君) 過労死等ゼロの緊急対策でメンタルヘルス対策の特別指導を実施することとしたわけでございますけれども、これは、指導対象となる事業場あるいは企業に一定の要件を示してメンタルヘルス対策を主眼とする個別指導を実施するものでございまして、この指導は、具体的には労働基準監督署の労働衛生専門官とか労働基準監督官などが行っているものでございまして。

倉林明子君 今回の、特別指導特別指導というんだけれども、これメンタル対策として盛り込まれた特別指導、これ違い何ですか。

参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。野村不動産において企画業務型裁量労働制の対象とされた労働者の大半について、制度の対象業務に該当しない個別の営業活動等の業務に就かせていた実態が全社的に認められ、法の趣旨を大きく逸脱していたことから、私が行政の対応を明らかにすることに より 同種事業を防止する観点から行ったのが昨年十二月の特別指導でございます。

一方、過労死ゼロ緊急対策等を踏まえたメンタルヘルスの特別指導は、メンタルヘルス対策を主眼として、個別の指導を私どもの労働衛生専門官や労働基準監督官がその企業に行うものでございます。

倉林明子君 特別な指導だということは理解できるとは違いますが、定義のある特別指導ということとは違うものを行っているんですね。

私は、本来、東京労働局の方針として合理的な説明が付くなど思っているのは、この特別指導、本来、メンタル対策として本社に指導が入れる特別指導、これをやって、その上で企業公表基準に基づいて局長が公表するという方針だったんじゃないかと思っております。どうでしょうか。

参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。野村不動産について、企画裁量型の労働が不適正に使用され、長時間労働が起こっていたということについて特別指導を行ったものでございます

が、メンタル対策が必要かどうかということについて、現時点でお答えする状況にはないかと思っております。

倉林明子君 ちょっと今の説明には含みが残ったというふうな聞き方しました。

要は、メンタル対策で本社に指導が入れるということとで考えられるのが特別指導ですよ。この特別指導だったとすると新たな疑問も湧いてくるわけで、野村不動産に対して特別指導を想定したということのこれ仮説で考えるならば、既に労災認定された複数の精神障害があったか、あるいは確実に複数になる見込みがあったか、これ根拠に何と申すんです。どうだったんですか。

参考人(勝田智明君) 労災補償の認定状況については、基本的にコメントを差し控えていたでございます。

倉林明子君 過労死が十二月二十六日で認定されたという方の分というのは、これ精神障害二つ目の条件だったという可能性も私否定できないんじゃないかと思っております。要は、特別指導ということとでメンタルで入っていたら。

過労死事案を踏まえた新たな基準に基づく企業名公表、要は、これまで積み上げてきた見直し、制度や法令や通達にのっとった対象となり得たんじゃないかと思っております。どうですか。

参考人(勝田智明君) 先ほど来からのお言葉でございますが、一つは、十二月二十六日に認定しました労災補償について、事案がメンタルであったかどうかということについては、私どもとして申し上げる立場にございませんので、重ねてお答えできない旨申し上げたいと思っております。

倉林明子君 さっぱりやね、さっぱり。

大体、過労死ゼロのために行ったんですよ、この基準の見直しは。これを活用して企業への対策を促して、そういう取組を進めるためのものなんですよ。話聞いていたら、皆隠す、隠すという方向にしか私は聞き取れませんでした。

十分な公表の基準も示せない、だけど特別な指導に踏み込んだ、一体この判断は誰がやったんですか。

参考人(勝田智明君) 本件特別指導についての判断は私がいたしました。

倉林明子君 こんな特別な対応があなた一人の判断でできるのは私到底考えられないですね。相談したという話、先ほどもありました。その相談した相手は誰で、この指導についてやってもええかという相談をしたのかどうか、いかがですか。

参考人(勝田智明君) 私どもの担当の方から本省の労働基準局の方へ御相談させていただいたところでございます。

倉林明子君 山越局長、あなたが判断したということですか。

政府参考人(山越敬一君) この特別指導の判断は、東京労働局長において判断されたというふうに承知をしております。

倉林明子君 助言もしていない、相談に乗ったというのは、聞きおいて、あとは勝手に東京労働局長がやった、そういう理解でよろしいんですか。

政府参考人(山越敬一君) この特別指導の決定自体は東京労働局長がされているわけでございますけれども、その過程で私ども本省の方にも相談をされているわけでございます。

倉林明子君 本省で誰だ。

政府参考人(山越敬一君) 私を含めまして相談をされているところでございます。

倉林明子君 じゃ、私は相談された。

本省の判断ということだから、それは加藤厚生労働大臣が判断されたということですか、最終的な特別指導の実施の判断について。どうでしょうか。

国務大臣(加藤勝信君) 最終的な判断は東京労働局長がされた……(発言する者あり) いえ、です。最終的な判断は東京労働局長がされているわけでありまして、私のところに当然このように事案が上がってきたら、それについて私の方としてどういった方向に關して当然として私の方として

どういった方向に關して当然として私の方として

どういった方向に關して当然として私の方として

どういった方向に關して当然として私の方として

どういった方向に關して当然として私の方として

どういった方向に關して当然として私の方として

ありまして、しかしその上で、最終的な判断は東京労働局長がなされている、こういうものであります。

○倉林明子君 結局、厚生労働省がこの裁量労働制の違法適用問題を早くやっぱり指導したいということだとしか思えないですね。

それで、野村不動産の過労死認定というのは十二月二十六日。過労死の事実が遺族が公表すれば社会問題になる。これは、電通の高橋まつりさんのあのニュースになったと、それでも本当に大問題になった。それは逆に、労働行政でもこの過労死をなくしていくというふうにとり組が加速されたわけですね。

今回、この野村不動産の過労死が認定後、これ遺族の方々が公表しようということに踏み切られればどういことになるかと。裁量労働制の違法適用を受けていた人かどうかは分からないけれども、そういう違法適用現場、社で自殺されていた方があったということがあれば、それはもう明らかに社会問題、裁量労働制についてブレーキが掛かったことは明らかだと思いませんか。そういう批判を受けたくないのであれば、本当に事実関係をきちっと説明すべきだというふうに思う。

電通の教訓を無視して、過労死隠しになったんじゃないかと、こういう疑惑を解く責任というのは政府にあるんだと、今も解けていない、申し上げて、終わります。

○委員長(島村大君) 午後一時四十分再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(島村大君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、東京労働局長による特別指導等に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木村義雄君 自由民主党の木村義雄です。

まず、東京労働局長さんにお尋ねいたします。局長さんのまず入省年次はいつですか。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。昭和五十七年でございます。

○木村義雄君 厚生労働省で局長さんより上の年次の方はおいでになりますか。

○参考人(勝田智明君) 私の記憶している限り、本省の局長以上で私より上の年次の方ははいないというふうに承知しております。

○木村義雄君 同期の方は今何人おいでになりますか。

○参考人(勝田智明君) 同期で本省局長以上では三名残っているかと記憶しております。

○木村義雄君 まさしく、東京労働局長さんは、地方だけではなくて労働の行政のトップにおいてになる方です。労働行政のお手本です。お、お手本になってしかるべき方でありませぬ。

そこで、またお尋ねしますが、世間で強制労働省といううわさがあるのを知っていますか、聞いたことありますか。

○参考人(勝田智明君) そのように一部で言われたことがあるには承知しております。

○木村義雄君 強権労働省という言葉は聞いたことありますか。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。初めて伺いました。

○木村義雄君 労基署不況という言葉は御存じですか。

○参考人(勝田智明君) 初めて伺いました。

○木村義雄君 労基署は税務署や国税よりもっと怖いと、このような話もよく出ているところであります。

そこで、労働行政の二本であるあなたが、今、新聞とかこの委員会でも報道されたり議論されているようなことが、事件が、もしあなたの部下でそういうのがあった場合に、あなたはその部下に対してどういう処分をされますか。

○参考人(勝田智明君) 済みません、ちよつとよ

く聞き取れなかったのですが、申し訳ございません。

○木村義雄君 あなたが二本なんですね。だから、部下はあなたを二本として見ているんですよ。だから、あなたのまねをして、あなたの部下があなたと同じようなことをやった場合にあなたはどういう処分をするかというのを聞いていますよ。

○参考人(勝田智明君) 自身の発言等につきましては、権限をいたずらに行使するかのようにならない適切な発言であったと考えておきまして、改めて撤回し、おわび申し上げます。

○木村義雄君 注意で済むんですか。

○参考人(勝田智明君) そのときの様々な事情によろうかと思っております。

○木村義雄君 いや、今まさにそういうお話がありましたけれど、これ、個人の問題なんですかね。それとも組織の問題なんですかね。それとも法律上何か瑕疵があるんですかね。どう思いますか。

○参考人(勝田智明君) 私自身の問題につきましては、全て私の不徳の致すところであり、私の責任であるというふうに思っております。

○木村義雄君 いや、だけど、どうもそうじゃないから、これだけの騒ぎになっていて、あなたの個人的なブレいであればそれはここまで大きな問題になってこないと思うんですね。今日もいろんな議論がありました。特別指導は法的根拠は何かとか、是正勧告がどうだとか、公表の問題でもあれだけ話があったわけでありませぬ。

これ、こんなに何かルールがないところで、ある意味で責任ある人が勝手にやれるという、何か自分が法律だと、そういう感覚なんですかね。そこはどうかでいいですか。

○参考人(勝田智明君) 私ども、厚生労働省設置法以下、定められた厚生労働省の法律上の任務等に基づき職務を執行するというのがあるべき姿で

あるというふうに思っております。

○木村義雄君 じゃ、あの発言も職務の執行上の話なんですかね。

○参考人(勝田智明君) あの発言につきましては、職務との関係で非常に不適切な発言であったというふうにご覧いただいております。

○木村義雄君 でも、どうもこれ局長個人だけじゃなくて、ある意味で、じゃ、労働省の体質なんですか、ああいう話が出てくるのは。恐らくあなたを二本にして多くの方々が仕事しているんだから、あなたと同じようなことをあなたの下の方々がやっていないという証拠は恐らく何も無いと思うんですけど。

○参考人(勝田智明君) 恐縮でございます。あの発言は私の個人の責任でございます。私の部下が何ら責めを負うべきものではないというふうにご覧いただいております。

○木村義雄君 いや、その個人の問題でこれ済まされないので私どもは心配しているわけでありまして、どうもやはり組織の問題、法制上の問題点があるんじゃないかなと、こう思えてなりません。

そこでちよつとお伺いしますけれども、今、東京局長さんは個人の問題だというふうに言っていましたけれども、これ省として、今回のこの事実も含めて、幹部の職員も含めた服務規律の再徹底にどのように取り組んでいくのか。

つまり、個人でもって、個人の方が謝つたり何かすればそれで済むという話じゃない。恐らく、どうも様々な企業の話や聞くと、先ほど申しましたように労基署不況だとか強制労働省だとか強権労働省だとかそういう話が出てくるわけでありませぬから、局長さんだけがああいうような、恫喝にも近いような言葉が出てくる、個人的な問題じゃないというふうに見えているんですが、そこは省としてどういうお取組をされるんですか。

○政府参考人(坂口卓君) お答え申し上げます。今委員が御指摘いただいたような東京労働局長の発言でございますが、これは、公平かつ公正な

立場で監督指導を実施すべき局長が自らの権限あるいは権力をいたずらに行使するかのような発言をいたしたかというのとは甚だ不適切であると認識しております。

こうしたことから、東京労働局長本人への処分については厳正に対処する旨で今検討を進めておりますが、今委員御指摘のように、こうした発言があるということはあつてはならないということでございますので、今後、私も厚生労働省全体といたしまして、こうしたことがないようにしっかりと、本省幹部の職員を含めまして、この信用失墜行為の再発防止の徹底ということについてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○木村義雄君 労働基準局長にお伺いしますが、こういう話をするに必ず局長さんは、いや、現場の労働監督官に行き過ぎがあつた場合、まあ東京労働局長さんというのはその監督官のトップ中のトップです、監督官に、やっぱりある意味で威圧的な形で中小企業に対してとか、あるいは大企業にもそうですけれども、ことがある場合に、どういふ制度があるんですか。これを防止する、あるいは再発防止するためにどういふ制度があるんですか。

○政府参考人(山越敬一君) 労働基準行政の運営に当たりましては、まずは行政指導の適正な実施を図ること、そして、監督権限を始める各種権限を公正かつ齊一的に行使していくことが大変重要でありますので、都道府県労働局に対してもその徹底を指示しているところでございます。そして、こうした対応を担保するために各種会議、研修なども行つておりますが、それとともに、厚生労働本省とそれから都道府県労働局に労働基準監督官、監察監督官を配置しております。

○木村義雄君 じゃ、こういう件で中小企業の経営者からまあ苦情というか抗議があつた場合には、監察官が動くんですか。

○政府参考人(山越敬一君) この監察監督官でございますけれども、監督署における行政運営の実

態を的確に把握した上で、例えば、労使間で主張が相違しているような事案に対して専門的な処理をしているような場合、そういった改善を図ることが必要な事項については改善を図らせる、そうした対応をしております。また、こうした事項を水平展開をしております。

また、局に置かれていた監察官でございますけれども、労働基準監督署の監督官の指導等についての苦情は、その労働局の監察監督官などが対応しております。必要な場合には、監督署の監督官に対して指導を行つていられるところでございます。

○木村義雄君 ちよつとそこで、要するに、署の監督は局の監督官がしているという、同じ局長さんの下では、ある意味で両者が同じ屋根の下でいて、なれ合いになるんじゃないの。もしちゃんとやるとしたら、それは例えば最低でも本省直轄にするとか、そういう形でしっかりと、不行き届きない、余り出来の良くない、強権的、強圧的なもし人が監督官が現れた場合には、そこはちゃんと監察官制度を發揮して、ちゃんとこれはそういうことがないように防止できる、あるいは、あつたはあつたでもちゃんとした是正ができる、そういうことではないんですか。できるんですか。

○政府参考人(山越敬一君) まず、その監督に当たつては、その監督署の監督官ということであると思つて、局の監察官が必要な場合にはしっかりと業務指導をしていくことだと思つて、それから、本省にも監察官制度はございますので、局の業務については本省の監察官において必要な監察を実施していくことであるというふうに思つております。

そしてまた、こうした監察官制度と相まつた形で、国家公務員法上の非違行為の問題もございまして、そういった場合については人事上の処分と不適正な対応を抑制するように努めてまいりたいというふうな思つております。

○木村義雄君 すると、今度のような事案がこの対マスコミだけではなくて様々な場面で起こる可

能性もあるわけですよ。そのときには、監察官という制度が動いたり、それから本省で国家公務員法上の問題としてしっかりとこれから、そういう問題が今後起こらないようにちゃんとやるということですか。それでいいんですか。

○政府参考人(山越敬一君) 監察官制度をしっかりと運用し、また、監察官がその局署をしっかりと指導することによること、そしてまた、人事上の制度、そういったことによりましてこういったことがないように努めてまいりたいというふうに私自身も思つております。

○木村義雄君 ところで、厚生労働大臣にお尋ねしたいんですが、今私が発言させていたようなことも含めて、やっぱり、この今回の改正法律が運用するに当たつて、まだまだしっかりと詰めていかなきゃいけない様々な問題点がこれであろうと思つております。それを何かしっかりと基本方針に書き込むということで内容として盛り込まれているんですけれども、一般企業のみならず、なにかんぞ中小企業、これ今、先ほど労働基署不況という話もありましたけど、本場に空前絶後の人手不足で大変困つていられるんです。そういう中には、本当に真面目に一生懸命働いていられるけど、今のようにならざるを得ないという状況、また発注者の取引上の立場、こうした関係もございまして、そういうふうに対応していく必要があるというふうに思つておられます、そういうことを含めて今回の基本方針にそうした中身を盛り込みたいと、こういうふうな考えているところでございます。

○木村義雄君 我々の意見もしっかりと聞いて、取組に当たつては十分に、何ですか、尽力をいたしたいと、こう思つております。それによつては、また時間が掛かることがないように、是非一生懸命やつて下さい。

ところで、さっきの労働基署不況の話がありましたけれども、労働基署不況だけでなく様々な形で国民生活に、それこそ局長さんの働き方改革によつてえらい迷惑を被つていられるところがあるんですよ。ある病院では労働基署に入られて、何かは正勧告が、何か、どういう形で何とか、それは個

に思つております。その上で、今委員から御指摘がありましたけれども、やはり中小企業が取り巻く環境、大変厳しいものがございまして。今回の法案では、雇用対策法を改正して、働き方改革を総合的かつ継続的に推進するための基本方針、これを閣議決定で決めること、こういう仕組みになつておられて、具体的に、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようになること、この意義に関する事項、労働時間の短縮その他の労働条件の改善に関する事項、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡の取れた待遇の確保に関する事項、多様な就業形態の普及に関する事項などを定める予定にしております。

別のことなどでよく分かりませんが、土曜日が休診になってしまったという科があるんですね、病院によっては。非常に有名な病院です。サラーマンの人は土曜日しか行けないです、病院に、日曜日休みになっちゃうから。その土曜日休診させられたと、どれだけ多くの患者さんが迷惑を被ったかと。

ただ是正すればいいというものじゃないんですよ。それ、どういう具合にお感じになります、基準局長。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。

医師あるいは病院においても長時間労働をなくし、労働基準法を守っていただくことは、その労働者の健康を確保するためにも大切であると思っておりますけれども、他方で、その病院の利用サービス、その水準を確保することもまた非常に重要なことであるというふうにも考えております。

○木村義雄君 まあ今日はできるだけ紳士的にやりたいと思っております。

医療機関、この頃、何か随分あつちこち入ったという話は聞かなくていいけれども、何か作爲的にやっていると聞かなくていいですか。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。

例えば、一定の、特定の業種あるいは特定の分野に意図的に狙い撃ちをしているような、そういった監督手法は当然取っているわけではございませんで、私どもとして、様々な情報から法違反が疑われるようなところ、そういったところにつきましても、また基準を設けながら必要な監督指導を優先順位を付けて行っているところがございます。

○木村義雄君 いや、その必要などところを決めるのにはどうやって決めるの。あの分野、あの分野、あの分野と。大体、もう定番の建築とか造船とかありますよ。それ以外に、今年はこの分野でいこうとかいつてやるんです。どうなの。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。

労働基準監督業務の実施に当たりましては、重点的な課題を定めまして、毎年計画的に監督業務に取り組んでいくところでございます。労働時間につきましては、やはり長時間労働による健康障害が大変重要な課題でございますので、それを防止するために、一定の長時間労働が行われている疑いがある事業場を優先的に監督するという取組を行っているところでございます。

○木村義雄君 私がなぜ医療を取り上げたかといったら、医師に招聘義務があるんですよ、そんなあなたもよく知っているとおり。だから、これは何かこれから一年ちょっと掛けて中身決めて、それから決まった後で何か五年間とか言っていたじゃないですか。そういうのをこれから今ちゃんとそれ話し合つてルールを決める中で、今どんどんどんさつき言つたようなことで入っている。これは何かそういう見直しの直前に既成事実をつくらうとして駆け込みあるいは先取りで手柄立てよう、こういうことでやっているんじゃないの。

○政府参考人(山越敬一君) この医師の労働時間についてでございますけれども、先生御指摘のように、招聘義務もございまして、そういった特殊性を踏まえて対応する必要があると考えております。法律上は、今回提出している法律案では、改正法の施行期日の五年後をめどに規制を適用することとし、そのため、医療界の参加を得て検討の場を設けまして、質の高い新たな医療と医療現場の新たな働き方の実現を目指して、現在その方策について検討を行っているところでございます。

○木村義雄君 だから、今からルールを決めようというのに、ルールを決める前にどんどんどんどのん何もないうちにやっちゃおうということなの、じゃ、今やっているじゃないですか。おかしじゃない。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。

この労働時間の関係でございまして、業界にかかわらず、先ほど申しましたような長時間労働が疑われるところについては必要な監督を実施しているところでございます。

○木村義雄君 じゃ、必要な監督って何をもち必要なの。どういふあれがあるの、ルールがあるの。

○政府参考人(山越敬一君) 現在、私どもの取組といたしましては、月八十時間を超えるような時間外労働が疑われるような事業場につきまして重点的に監督を実施するというようにして行っているところでございます。

○木村義雄君 だけど、医師には、医師にはですよ、招聘義務があつて、しかも八十時間といつたつてどういう形で計算するのか。いろんな計算の仕方があって、それを決めようということ。だから、そこが問題なんです。要するに、ルールがない、逆に言うと、自分たちがルールだと、ルールは自分たちで勝手に決めるんだと、何か法治国家じゃないかな。法治国家じゃないよな、ルールがないよな形で自分たちが勝手に入つてきたのが今までの問題点じゃないんですか。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げます。

例えば、先ほどから問題になっている違法な長時間労働や過労死の複数の事業場が認められる企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表徹底、こういうようなルールがあるんだけど、さつきはこれに従っていないから特別指導だと言つて、訳の分からないうこと言つていましたけど。これの二ページ、あるでしょう、ちょっと今、このページの二ページ目、二ページ目の(2)の下の部分、なお書きのところ。あるだろう、資料。なお、当該公表はと書いてあるんですよ、当該公表はと書いてあるんですよ、情報提供。読みます、じゃ、優しく読みますから。なお、当該公表は、その事実を広く社会情報提供することにより、他の企業における遵法意識を啓発し、法令違反の防止の徹底や自主的な改善を促進させ、もつて、同

○政府参考人(山越敬一君) 今御指摘がございました企業名の公表制度でございますけれども、これはあくまでも、公表いたしますのは、その事実を社会に広く提供することによって、他の企業の遵法意識、ほかの企業にも法律を守つていただくということを促進するようなことを期待しているわけでございます。企業に対する制裁として行つていくものではございません。

○木村義雄君 だから、その目的と、その後で、ただし、制裁として行つていくものではないと。どこで差を付けるんだと聞いているんだよ。どこからどこまでが制裁で、どこからどこまでがそうじゃないと分らないじゃない。そんな曖昧なことどうするんですか。だから、いや、これが公表の問題であり、特別指導の問題であり、それから正告の問題なんです。ルールがないから、それを逆手に取つて逆に自分たちが勝手にしているわけ。だから、さつき言つた強権労働省だとか労働基

○政府参考人(山越敬一君) この要素があると、原因があると、こう思えてなりませんよ。

これ、じゃ、ルール、しっかりとやりましようよ、今までルールがないところにちゃんとルールつくつて。それ、大臣、どうですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 木村委員のおっしゃること、それなりに理解はさせていただいてるんですけど、ただ、御指摘いただいたのはまさにこの基準というルールについて、これでルールがないという御指摘になつてしまうと、じゃ、どこが

認定は関係がございません。

○山本香苗君 三月三十日の記者会見で、特別指導をなぜ公表したのか、記者さんが問いかけをされています。これに対して勝田局長は、裁量労働制だからと発言されておりますが、この発言の真意は何でしょうか。

○参考人(勝田智明君) お答えを申し上げます。お尋ねのやり取りは、特別指導の公表の理由について、公表理由について、野村不動産において、企画業務型裁量労働制の対象とされていた労働者の大半について、同制度の対象業務に該当しない個別の営業活動等の業務に就かせていた実態が全社的に見られた旨を説明しようとしたものでございます。

もちろん、特別指導は、裁量労働に限らず、労働基準監督署における監督の結果、事案の様態が法の趣旨を大きく逸脱しており、これを放置することが全国的な違法状況に重大な悪影響を及ぼすものと認められるものに対しては行うべきものと考えております。

○山本香苗君 特別指導の対象は裁量労働制に限ったものではないということですね。

昨年の十二月一日、二十六日の記者会見におけますプレセント発言、議事録を見ても本当に絶句しました。全く理解できません。衆議院の厚生労働委員会で否定されておりましたけれども、幾ら否定されても、今回の特別指導をプレセントとして言っているとは思えないんです。

この発言についても、今日、石橋先生の御質問の中でも謝罪し、撤回されましたけれども、先ほど来よりお話がありますとおり、勝田さんは東京労働局のトップですよ。そうした幹部の方が、先ほどお手本という話もありましたけれども、そういう立場の方がこういう軽々しい発言をしていたら、もうこの監督行政、大丈夫かってなりません。私はこの発言に対して物すごい不信感を持ちました。

御自身のこの発言が労働行政なканずく監督指導をやっている現場にどういう影響を与えると、

与えているとお考えでしょうか。

○参考人(勝田智明君) 先ほども申し上げましたが、特別指導がプレセントというつもりはございませんでしたが、プレセントと受け止められるような発言になってしまったこと、不適切だったと考えており、撤回させていただいたところでございます。また、もちろん謝罪させていただいております。

この発言を聞いて様々な怒りや落胆を感じられるような国民の方々、ましてや現場で活動している労働基準監督官、こういった方々に対しては、私も再度深くおわび申し上げます。

○山本香苗君 今、国民の皆様方にも謝罪するという御答弁がありましたけれども、今、聞いたところによりますと、東京労働局の方には、厚生労働省本省もそうかもしれませんけれども、この勝田局長の発言に関して苦情等が寄せられていて大変だというような話を伺いましたが、現時点で、どういった内容でどの程度寄せられているんでしょうか。

○参考人(勝田智明君) 昨日、月曜日の三時半の段階まで、全て電話で三十九件の御苦情をいただいております。苦情の内容、一件の中にいろいろおっしゃられる方がいらっしゃいますので内容ごとの件数ということではございませんが、私の辞任を求めるもの、あるいは軽々しい発言であるといったもの、国民に対する侮辱であるとするもの、様々な御意見をいただいているところでございます。

○山本香苗君 こうした苦情に対して、局長、どう受け止めておられますか。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。私の不適切な発言で、国民の皆様に対して厚生労働行政に対して大きな疑念を抱かせることになりました。改めておわび申し上げます。

○山本香苗君 今日、午前中の質疑の中で、その国民の信頼を失った責任をどう取るおつもりですかというのに対して、いかなる処分も受けると

いう御答弁をされておりました。本当に私は残念なことだと今回のことを強く思っております。

要するに、御自身で決断するということはないということですね。

○参考人(勝田智明君) 現在、処分を御検討いただいているというふうには承知しております。私自身の決断につきましては、お答えをここで差控させていただきます。

○山本香苗君 加藤大臣にお伺いをさせていただきます。

裁量労働制のデータの問題に始まって、今回のこの東京労働局長の一連の不適切な発言によって、労働行政というのはいいかげんなんじやないかと、かなり問題があるんじゃないかと、恣意的なんじやないかという疑念が残念ながら深まってきたと思っております。この疑念をしつかり払拭しなければ、この約七十年ぶりの大改革と言われる働き方改革というのを前に進めることに国民の理解は得られないと思っております。

大臣は、この問題が起きたときに、早くに厳正に対処すると、処分すると、そのようにおっしゃいましたけれども、今日も、早めに、早いタイミングでという話をされておりましたが、かなりこの信頼回復、組織としての信頼回復というのは難しいことだと思っておりますが、大臣はどう対応されるお考えでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) まず、裁量労働制のデータに関しては、国民の皆さんにこの裁量労働制の改正に疑念を抱かせるということ、今回の改正から削除することになりました。こうした点に対して深く反省をしております。また、総理からは、裁量労働制の実態について厚生労働省においてしつかりと把握し直すよう指示を受けておりますので、新たな調査の設計などを含めてこれしつかり対応し、この議論、裁量労働制の議論をし直していかねばならないというふうにご考えております。

また、東京労働局長の発言については、もう具

体的に申し上げませんが、甚だ不適切でございます。誠に遺憾であると考えておまして、東京労働局長本人への処分については、今後、厳正に処分をしていきたいというふうにご考えております。

いずれにしても、厚生労働省全体としてこうした幾つかのことが重なっているわけでございますから、まず、本省の幹部職員を先頭に、こうした信用を失ってしまったという、このことをしつかりと認識をし、こうした事態、また再発の防止、こういったものにまずはしつかり取り組まさせていただきますというふうに思っています。

そういう中で、今回の働き方改革関連法案、これは、働く方がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現していこうということで国会に提出をさせていただいて、我々、危機感を持って真摯に説明をさせていただきたいと思っております。

○山本香苗君 先ほど御答弁がありましたところ、法案以前の問題でこれだけ課題があるというところをしつかり認識していただいて、是非、大臣先頭に頑張っていたいただきたいんですが、政務の皆様方にもしつかり取り組んでいただきたいと思っております。

今日午前中からの議論の中でも、先ほど木村先生も引用されておりましたけれども、平成二十七年から、違法な長時間労働を繰り返す行方企業経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施及び企業名の公表、これは、労働基準局長通達という形に基づいて実施をされております。

この制度は平成二十九年一月に更に見直しをしたわけでありまして、この制度によって現在に至るまでどのような効果があったのか、また、この仕組みは、今回の特別指導同様、厚生労働省設置法を根拠に実施していると認識しておりますが、なぜ通達を出して実施をしているのか、山越局長にお伺いします。

○政府参考人(山越敬一君) 答えを申し上げます。

この指導でございますけれども、平成二十九年一月二十日に発出した通達によりまして制度の改善をしております。

この制度でございますけれども、公表によりまして、その事実を広く社会に情報提供することによりまして、ほかの企業の違法意識を啓発いたしまして、そういった他の企業の法令違反の防止の徹底、あるいは自主的な改善を促進するということを目的としております。

残念ながら、この実績でございますけれども、これまで二十九年一月から一件しかない状況でございます。ただ、これは段階を追ってその公表まで至る制度でございますので、その前段として署長による会社の指導もございまして、そこまで至った例もございまして、そういったことも含めると一定の自主的な改善は図られているのではないかと申し上げます。残念ながらその公表に至ったケースは一件にとどまっているということでございまして。

○山本香苗君 今、効果はそこまで言っていたいたんですけど、この仕組みがなぜ通達を発生して実施されているんですか。

○政府参考人(山越敬一君) 答えを申し上げます。この制度でございますけれども、違法な長時間残業ということで、例えば百時間を超えるような時間外労働をし、違法を繰り返しているような、そういった企業を対象として、そういったことを繰り返した場合に公表するという制度でございます。通達であらかじめそういったことを定め、そういった基準に適合する場合には公表をすると、そういったことを明らかにしている、通達によってそういったことを明らかにしているということだと思っております。

○山本香苗君 そういうことを聞いています。設置法には、言ってみたら一切この企業名公表

というものは書いていないわけですが、企業名公表というのは、さっきも議論になりましたけれども、公表されると企業活動に大きな影響があるわけですから、平成二十七年のときに、この制度をつくるときに企業名公表を実施するという形をやったときに、基準とかそういうものをあらかじめちゃんと定めておいて周知しないと、手続ちゃんとしておかないといけないということであの通知を、というか制度をつくったわけです。

今回の特別指導に当たっては、本省に、勝田さんの方から本省の労働局の方に相談があったという話、先ほどありましたよね。何でそのときに、通達に基づいて公表するというようなことをさせなかつたんでしょうか。相談があった段階で、いやいや何もないという話じゃなくて、やっぱりこの制度をつくってからにしようとか、そういうことはおっしゃられなかつたんでしょうか。

○政府参考人(山越敬一君) 今回の特別指導でございますけれども、これは事案の態様が法の趣旨を大きく逸脱しているもので、これを放置することが全国的な違法状況に重大な悪影響を及ぼすものと認められるということで、そういった判断で行ったものでございます。必ずしも、今御指摘のありました既存の制度の基準にはこれは当たらないものであるわけでございますけれども、そういった判断の下に、個別に判断を行って行ったものでございまして、そういった措置はとっていない、通達という措置を事前にとっていないところでございまして。

○山本香苗君 局長、そんなこと聞いています。

何でこういった形で、慎重に今までやってきたことを、この制度に当てはまらないことはよく存じ上げています、この企業名公表制度に当てはまらないことは、これと余りに違いがあるから、ちよつとこうした方がいいんじゃないかと、本省に相談があった段階で言うべきじゃないですかというのを聞いています。制度のことな

んか聞いていません。

今回の特別指導というのも、この企業名公表制度と同じような形で非常に大きな影響があります。しかし、先ほどの勝田局長の答弁にあるように、今日、先ほど申し上げてきたように、指導するときのするしないの基準もない、ほとんど公表するときの基準も曖昧と。そういった特別指導について、決裁書もなく口頭でしかやっていない。

しっかりと違法行為を是正していただくというのは極めて重要なことだと思っております。労働者を守るために積極的に、本当に悪いところはしっかりと出ていくぐらいのことがあつてしかるべきだと思うんです。でも、きちつと手続を示しておかなければ、恣意的だとかいいかげんだとか、先ほど来の、労基署によって逆に不況が起きているんだとか、様々言われかねないんですよ。それじゃ駄目なわけ。

最後に大臣にお願いしたいんですが、是非とも、私は前々からこの特別指導で何回も聞いていてよく分らなかつた。どういう場合で実施されて、どういう基準で公表されて、こういうことは最低限、今回の事案を踏まえてルール化していただきたいと思つていますが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(加藤勝信君) これまでも御説明させていただいておりますように、今回は平成二十九年の一月に出されました労働基準局長通達に基づく公表基準によるものではございません。しかし他方で、本件、一定の役職以上の労働者を一律に企画業務型裁量労働制の対象にして、対象とされていた労働者の大半が、対象業務に該当しない個々の営業活動の業務に従事をさせていた、かつ全社的に行われていた。こうした、まさに法の趣旨を大きく逸脱していると、こういうことを踏まえて、今回、特別指導ということで、最終的には東京労働局長の判断で実施をされたということでございます。

それについて、いろんなものが残っていない

ではないか、決裁もないではないかと、こういう指摘もございました。確かに、そういったものに対しては、やはりこれからの先例になるわけでありまして、どう残していくのかということもしっかりと議論していかないとと思つております。また、これまで作られていたのは、違法な長時間労働や過労死等、そこにフォーカスがあつた。しかし、それ以外にも労働行政に反するいろいろな事案があるわけですから、そういった事案もどう対応していくのかということも、これは私たちが考えていかなきゃいけないと思つております。そういう中において、こうした特別指導的なものも私はあると思つております。

ただ、また委員からも御指摘がありました。この委員会ではかの委員からも御指摘がありました。そこに恣意性というものがあったのでは、受ける方も、一体何か、この監督官、局長の気分次第でみたいな話になつたのでは安定した労働行政ということにはこれはつながらないわけでありまして、今回の事案も含めて、またほかのどういった違反事案があり得るかということもよく検討しながら、御指摘のルール化を含めて、しっかりと議論をして結論を出していきたいと思つております。

○山本香苗君 是非、ルール化をしていただきたいと思つております。

大臣、一点だけ。特別指導的なことで、また違つたものを是非想起させないようにしていただきたいと思つておりますので、それだけ申し上げまして、終わります。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

今日は集中審議ということで勝田参考人に来ていただいているわけですが、勝田局長の発言が問題でこうなつたわけですが、参議院の方でも今回集中審議をやられたわけですが、勝田参考人にお聞きしたいと思つておりますが、その責任の重さについて重々感じておられるかどうか、

ちよつと改めてお聞きしたいと思います。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。

改めて申し上げますが、私の発言、局長の権限をいたずらに行使するかのような発言であり、極めて不適切なものであったと思っております。

国民の皆様は労働行政の公平公正について大きな疑念を抱かせることになりましたこと、改めておわび申し上げますとともに、関係の言葉について、関係の発言について撤回させていただきます。

改めて、国会議員の皆様、報道機関の皆様、国民の皆様に対しておわび申し上げます。

○東徹君 まあこれ、加藤厚労大臣に是非ちよつとかわせていただきたいと思うんですけれども、厚生労働省で、これ、こういう問題、不始末というのか、多くないですか。今回も、裁量労働制の残業時間についてデータがおかしかったという問題があつて、あれだけ、衆議院の予算委員会ではかなりそのことについて審議があつたと思いませんか。年金の過少支給の問題、またデータの入力ミスがありましたよね。今回また、労働局長の発言でもってこうして今日また一日、集中審議ということ。

これやつぱり、加藤大臣、非常に大臣もお忙しいのもよく分かるんですね。拉致の担当大臣もやりながら厚生労働大臣もやつてということ、非常にお忙しいお立場にあるというのとは分かるんですけれども、やつぱり厚生労働省が一つになつたというのとはやつぱり問題だなどというふうに思いますね。

先ほどの、ずっと今日審議を聞いても、やはり労働法制ってまだまだ不備が多過ぎるなど思いますし、まあ問題もかなり多いというふうに思っています。改めて、厚生労働大臣と

して、今回の問題も含めてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(加藤勝信君) いずれにしても、厚生労働省の下で起きていたような問題、これは一元的には私の責任の中で対処していかなくさいけないし、また、私自身に責任があるということ、この問題を真摯に受け止めて、こうした事案が二度と起らないように、まず意識的な問題も含めて、幹部先頭にしっかりとそうした意識改革なども含めて対応していきたいと思っております。

ただ、個々の一つ一つの問題、例えばデータの不適切な比較等々がございました。こういった問題は一体どこから生まれてきているのか。あるいは今、年金機構でいろいろ問題もありますし、また、先般、改めて別件の契約において再委託がなされているということも、これは公表させていただいたわけでありませうけれども、こういった事案もあります。こういった一つ一つの問題点において、一体何で、どういう問題が起きているのか、そして、それが二度と起きないためにどうすればいいのか、こういったことを一つ一つ積み重ねていきながら、しっかりと今努力をさせている国民からの信頼等を回復すべく努力をさせていたきたいというふうに思っております。

○東徹君 それは、加藤厚生労働大臣の、私の責任だということにおっしゃいますけれども、これだけ大きな規模の省があつて、職員数も多いし、やつぱり大臣と職員との距離も遠いと思つたし、目が行き届かないというところもあると思つたし、やはり組織の在り方を見直さないと、いつまでたつてもこういう問題が次々次へと起つて、本来、審議、これも大事なことだと思つたけれども、もつともつとほかにも審議しなきゃならないことが全然審議できないというのは本当に残念だし、こんなことでは国民のためにはならないというふうに思っていますので、是非、その辺のところ、よく考えていただきたいというふうに思っています。

今回の勝田労働局長の発言が問題になっているわけですが、厚生労働省は野村不動産に対する特別指導は認めるけれども、是正勧告については、別指導は認めるけれども、是正勧告については、これ記者とのやり取りをしただけで、是正勧告をしたかどうかは認めていないということ、それでいいのかどうか、確認をさせていただきたいと思つています。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。東京労働局として、私も、十二月二十六日に野村不動産に対する特別指導については公表させていただきました。

一方、野村不動産の個々の事業所に対する是正勧告につきましては、一部誤解を与えるような表現だったことはおわび申し上げますが、全体として、例えば二十六日の記者会見では、会社のホームページに書かれていることを否定しない、あるいは、三月三十日のあれでは、会社のホームページで公表していますということを私の部下から申し上げて、私としては是正勧告をしても言えないというふうに述べておりました、私ももとして是正勧告を認めたものではないというふうに考えております。

○東徹君 でも、これは正勧告したというのとは分かるじゃないですか。分かるじゃないですか、誰もがどう考えてもですね。それでやつぱりそういう答弁をするからこゝろまた国民にとつて、なかなかやつぱり分かりづらいなというふうに思うと思つたんです。

本当に勝田局長が今回の発言を申し訳なかつたなどというふうに思うんだつたら、ここの部分もちゃんと認めたらどうですか。

○参考人(勝田智明君) 私の不適切な発言については改めておわびと撤回を申し上げたいと思つていますが、是正勧告につきましては、あくまでも今回、企業側の発表につきましては、私どもとして否定しないということをおっしゃりたいと思つています。

○東徹君 そこはやつぱり反省が足りないんじゃないか

ないかなと本当に思うんですね。もうここまでのことを言っていたら、もうやつぱり全てきちんと正直に物を言うべきだと思つたよ。

今回の勝田局長の発言についてなんですか、厳正に処分するというふうに答弁されておりますけれども、勝田局長のどの発言に問題がされているのか、まず第一にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(加藤勝信君) この委員会でも幾つか指摘をされておりますけれども、例えば、三月三十日の定例記者会見において、労働局長から会見に参加した記者に対して、何なら皆さんの会社に行つて是正勧告もしていいんだけど、多くのマスコミでも違反がないわけではないのでねなどと発言をしたこと、あるいは、十二月二十六日の会見において、例えば、プレゼントも行く、やりませう、じゃ、やろうかと、こんな形で野村不動産の事業について記者会見をスタートさせたこと、あるいは、十二月一日の会見において、元々会見においてプレゼント云々という、そういった言い方をしていることなど、これ適切な発言ではないというふうに考えております。

○東徹君 確かにプレゼント発言はとんでもないです。また、マスコミ各社に何か権力を濫用するかのような、そういう言い方ももちろんこれはとんでもない言い方だと思つていますけれども、ただ、仮に本当にマスコミ各社が労働法違反があれば、当然これは是正勧告を行わなければならないことになるといふふうに思つたけれども。

これ、大臣として処分するとなると、この処分理由というのは、どのような処分理由を考へて、どのような処分になるのか。先ほどからこれらだといふふうな発言がありましたけれども、これ、過去の例からいろいろ考えると、どのような処分理由になるんですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 具体的な処分については今結論を得ているわけではありませぬけれども、これまで申し上げておられますように、今回の

一連の発言について、特に監督行政の中心であるべき、またその責を担っており東京労働局長が自分の権限とか権力をいたずらに行使するような発言をし、そして、そのことは労働行政に対する信頼を大きく毀損しているということ、そこは我々甚だ不適切だと思っておりますけれども、そういうことを踏まえて処分の中身を検討していきたいというふうに考えております。

○東徹君 何か処分理由という、やっぱり要りますよね。発言の内容はもちろん不適切だということに分かるんですけども、処分の理由がよく分からないという、どういう処分名目でやられるのかなというところもありますし、そういうところはもう少し具体的に、もうこれだけ問題が大きくなっているから、やはり、ここできちんと答えられるべきだと思っております。これからこういうことが多々あるとすれば、やはり必要ではないのかなというふうに思います。

○参考人(勝田智明君) 行政指導であり、行政処分ではないのであります。行政指導でありますが、行政処分ではないのであります。行政指導でやったということであり、行政処分ではないのであります。行政指導でやったということであり、行政処分ではないのであります。行政指導でやったということであり、行政処分ではないのであります。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。今般の特別指導につきましては、厚生労働省設置法第四十一条に掲げる厚生労働省の所掌事務に関する行政指導として私が実施したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 行政指導であり、行政処分ではないのであります。

○参考人(勝田智明君) 特別指導を具体的に定めた法律はありません。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。明確に定めたものはありません。

○参考人(勝田智明君) 特別指導自体について明確に定めたものがない以上、それに関する公表についても明確に定めたものはないのであります。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○参考人(勝田智明君) 今回の案件については、全国的な違法状況を確保する必要があったことから公表したものでございます。

○東徹君 とすると、裁量と取られても仕方がないですね。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

考えて、対象になり得るわけであり、その辺を含めて、どういった場合にこうした特別指導を行っていくのか。そして、特別指導の中にはもちろん公表ということがございますから、それを行っていくのか。これについてはしっかりとルール化を含めて議論をさせていただいて、結論を得たいというふうに思っております。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

○参考人(勝田智明君) 裁量と言うべきかどうかはお答えしませんが、私が本省と相談の上、決定させていただきました。

指導は公表したのか、電通の事案とは何が違ったのか、勝田参考人にお伺いしたいと思います。
○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。

今回の事案につきましては、企画業務型裁量労働制が不適切に利用されたことから、同種事案の再発防止を図る、全国的な違法状況を確保する、この観点から公表したものでございます。

○東徹君 送検というのは年間何千件程度あるそうなんです。原則、送検については公表しているけれども、過労死のものについては公表していないということなんですけれども、もちろん、先ほどから、今日も話がありましたけれども、過労死のことについては公表しないという、それはまあ分からないでもないというふうに思っております。

先ほどからも申していますように、やっぱり公表するしないのきつとルール化を是非やるべきだということをおっしゃっていただきたいと思っております。

是正勧告についてなんですけれども、この是正勧告も特別指導も、これはもうやっぱり重大な労働違反があったから、その労働違反の是正のためにも他の企業への抑止力にもなるという意味で、これは正勧告についても公表されてもいいのではないのかなというふうに思ったりするんですけれども。

公表するかどうかについては、やはり局長の裁量ではなくて法律で具体的な基準を定めるべきというふうに考えますけれども、この点については、加藤大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 是正勧告そのものについては、これまでその有無を含めて説明をしないということに対応させていただいてるところでございます。

実際、こうした是正勧告するに当たっては、いわゆる監督指導に対して企業側からもそれなりの協力を得ながら実施しているわけでありまして、そういった監督指導等に与える影響、監督指導を円滑に実施するに当たって支障を来すおそ

れがある、そういったことを踏まえて今申し上げたような扱いにさせていただいているということでございます。具体的に、例えば公表制度等についても、この是正勧告そのものについては特段こちらの方から説明をしないというふうに承知しております。

○東徹君 是正勧告について一体どれぐらい件数があるのかなというふうに思うんですが、是正勧告の資料をちょっと見させていただくと、平成十八年四月から平成二十九年三月に二万三千九百九十九事業場で労働基準関係法令違反が認められたというふうなことなんです。主な違法反として、違法な時間外労働があったものが一万二千七百七十二事業場、賃金不払残業があったものが千四百七十八事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが二千三百五十五事業場であったというふうなことが書かれておるんですけれども、こういう何か実態を見てみると、やっぱりまだまだ甘いんじゃないのかなというふうな気がいたします。

そういうことを見ていく中で、もう少し社会に対して厳しく、やっぱりこういう労働違反があったときには厳しく対応していく、それはやっぱり公表をもっとやっつけていくということではないのかなというふうに思うんですけれども、その点についても一言あれば、お答えいただけますか。

○国務大臣(加藤勝信君) 先ほど議論があったと思うんですが、木村委員からも御議論があったんですけれども、この公表自体は対象とする企業に対する制裁として行うものではなくて、あくまでもこういう事案というものを明示することによって、他の企業における、ちゃんと法律を守っていかなくちゃいけないね、そういったことを確保していくと、こういう趣旨でありますから、そういった趣旨ののつとてこれは運用していかなければならぬというふうな思いを申し上げますけれども。

ただ、そうした違法の意識を啓発して、あるいは更なる法令違反を防いでいく、そして自主的な改善をそれぞれの企業において促進させていく、これは大変大事なことでありますので、そういった意味において、こうした公表という一つの手段、これもこうした監督指導の中においてはあり得る手段だろうというふうに思っておりますけれども、ただ、今まで委員からも含めて御指摘があったように、今回の特別指導についてこれからどうやってルール化していくのかという辺り、これはしっかり検討して答えを出していかなければならぬというふうに思っております。

○東徹君 時間が来ましたので終わらせていただきますけれども、特別指導のルール化ももちろんそうなんですけれども、やはり抑止力、大臣が今言われたように、やっぱり抑止力をしっかりと効かせていくということは大事だと思いますので、その点のことも含めて、是正勧告の在り方も含めて、また御検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。大臣、過労死の申請を知ったのはいつですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 先ほど申し上げましたけれども、本件、済みません、何の過労死でございませぬか、済みません。

○福島みずほ君 本件についての過労死の申請を知ったのはいつですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 本件というのは、その野村不動産に係るということでございます。

本件については、御遺族の意向などを踏まえて、そして行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第八条第二項に基づいて私どもが公にしていくという範囲は、先ほど御説明いたしましたけれども、ちょっとはしよってしゃべりますけれども、はしよっていただきますが、要するに、保険給付の支給の決定を行ったこと、そして労災認定基準に当てはめて労災認定をしたこと、認定日が平成二十九年十二月二十六日ということ

でありまして、それ以上について開示をするということになっておりませんので、いつの時点で、逆に今の御質問は、いつの時点で申請があったかということを示すことにもつながりますので、そこは控えさせていただきたいと思っております。

○福島みずほ君 いや、いつ労災の申請があったかというのを聞いてるんじゃないんです。これは異例の特別指導があったので、手続的にどうか、あるいは総理と大臣がいつ知ったかということは極めて重要なので聞いています。これは国会の場ですから、答えてください。いつ労災の申請があったかと聞いておられません。野村不動産に関する労災の申請があったのを大臣が知ったのはいつですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 当然、労災の認定、決定があったわけですから、当然、労災の申請があったということは想定されるわけでありまして、少なくとも私がこの時点で申し上げますけれども、少なくとも私がこの時点で申し上げますけれども、基本的にはこうした事案について、過労死等についてはしっかりと監督指導するということ、これは従前から申し上げているわけでございます。

○福島みずほ君 いや、大体申請した時期、労災の時期というのは分かっているんですが、そういうことを聞きたいんではないんです。

じゃ、質問変えます。十一月十七日以前に知っていましたか。十二月二十六日以前に知っていましたか。この二つについて答えてください。

○国務大臣(加藤勝信君) そうした一つ一つにお答えするということは、結果的に本案件、これは元々、野村不動産に対する特別指導について私のところに報告があったということベースにされているわけでありまして、その中身について具体的にお話をしていくということになると今後の監督指導等にも影響を与えるというふうに思いますが。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、一般論として申し上げさせていただきますけれども、過労死事案等については、これはしっかりと監督指導することでもこれまでも臨んできているわけでありまして、あらゆる事案についてそういった姿勢で取り組んでいるということにははつきり申し上げさせていただきますと思います。

○福島みずほ君 この野村不動産の過労死と特別指導と正勸告の順番やいろんなことに問題があるのではないかと申して、今こういうふうな議論になつていくわけですね。一切答弁を拒否されるのは理解ができません。過労死の申請があつて、それを議論するには結構時間が掛かります。

大臣、これぐらい答えてくださいよ、黒塗りにしているんだから。これぐらい答えてくださいよ。十一月十七日以前に知っていたか。十二月二十六日以前に知っていたか。それだけは答えてくださいよ。お願いします。

○国務大臣(加藤勝信君) 先ほど申し上げた、直接お答えするのはなかなか難しいんですけども、少なくとも、この野村不動産の案件について私が報告を受けたのは、特別指導ということですよ、ついであつたのは、この最初の三枚、三回だけでありますから、一回目が最初ということでございます。

○福島みずほ君 三枚のペーパーは理解しております。一体いつ申請を知ったか。これ答えてください。

○国務大臣(加藤勝信君) 先ほどから申し上げておりますように、こうした一つの端緒としてそれがどうだったかということ等についてはこれまでも申し上げていないこととございます。それから、いつの時点であつたかということもなかなか、先ほど申し上げたところで、申し上げられません。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、過労死の事案、これは認定ということではなくて、過労死事案があつたという、そうした情報を踏まえた場合には、これはしっかりと監督指導を

行っていくということになつていくということでございますので、その原則の中で一つ一つの事案をやらせていただいているということにははつきり申し上げさせていただきますと思います。

○福島みずほ君 過労死事案があつた場合に一つ一つ丁寧にやらせていただくという御答弁です。十一月十七日の時点で、過労死事案、少なくとも申請があつたということは知つていたということでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) ですから、先ほどから申し上げておりますように、この時点で申請があつたか否か、あるいはそれより以前にあつたかということに対しては控えさせていただきます。また、それを控える中において、過労死事案との関係を御質問でございますから、一般論という形を取っておりますけれども、過労死という案件があればそれに対しては監督指導をしっかりとやっていくと、こういう方針で臨んでおりますし、これにはそういった原則でやらせていただいているということを明確に申し上げておきます。

○福島みずほ君 いや、ちよつとよく分からないんですよ。

じゃ、質問変えます。

一体いつ過労死の申請したかが分かると良くないということですか、十二月二十六日以前に知つていましたか。

○国務大臣(加藤勝信君) その話をすると、二十六日以前、二十五日以前、二十四日以前という議論になつてしまいますのであれですけども、ただ、常識的に申し上げれば、過労死事案ということに、過労死については当然一定前に申請がなされていくということ、これが前提になつておることとでございます。

それから、先ほどから申し上げておりますように、過労死のそうした案件があればそれについてはしっかりと、しっかりとこの監督指導を行つていくと、こういう原則でやらせていただいていると、こういうこととでございます。

○福島みずほ君 いや、そうすると、三回報告を受けておりますが、その三回あるはどれかの時点で過労死事案があるという説明を受けたということでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) ですから、その過労死の事案というのは基本的に申請というところになつてまいりますので、そこを余りぎりぎり申し上げるとさつきから申し上げていることになつておるんですが、ただ、その個々の事案の中心、要するに過労死の事案の中心について申し上げる範囲は、一応御遺族等の御意向等も踏まえて先ほど申し上げた範囲に限られてしまうので、そこに関わるような話はできませんけれども、ただ、先ほどから申し上げておりますように、過労死事案についてはそれに対して監督指導を行つていくんだということ、これは私たちの姿勢であるということとは再三再四申し上げておるところであります。

○福島みずほ君 過労死事案に關してきつちりやつていくのは当然です。でも本件は、野村不動産の場合は過労死事案と特別指導と正勸告の關係について問題になつておるから聞いていて、これぐらいは聞いてくださいよ。大臣、これは国会です。

十一月十七日、少なくともその時点で説明受けましたか。十二月二十六日以前に知つていましたか、申請があることを。それは教えてください。

○国務大臣(加藤勝信君) ですから、先ほど、その申請があることとおっしゃられるとそこは申し上げられないことを言つておられるのであります。ただ、その中で、私も委員の御指摘よく分かつておるんで、だから先ほど来、一般論として申し上げさせていただきますところとでございます。

○福島みずほ君 じゃ、質問を変えます。申請と言うから良くないんであれば、一般論をこの野村不動産の事案に当てはめてもいいということでしょうか。

なかなか言いくいんですけれども、ただ、あえて私がそこで申し上げているということは是非お酌み取りをいただきたいというふうな思いです。

○福島みずほ君 私は、ストレートな、頭が悪いので、はっきり言つていただきたいんです。分かつていたんですよね。つまり、少なくとも過労死事案があるという説明は、三回の報告のどこかで聞いたということでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) ですから、過労死事案については、先ほど申し上げておるようなことで監督指導を行うことになつておりますから、そうしたものにのつとつて一つ一つの事案は処理をされておると、こういうこととでございます。

○福島みずほ君 質問にストレートに答えていただけないので、では、三回の報告の中で、どこかで過労死事案があるということを知つていないと否定はされないということでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) ちよつと二重否定、三重否定になつてしまつて分かりにくいんですけども、先ほど申し上げておるような、過労死事案についてはしっかりと監督指導を行つていくんだということ、その姿勢で取り組んでいるということとでございます。

○福島みずほ君 いや、過労死事案できつちり取り組んでいること、大臣が知つていたかどうかというの別じゃないですか。大臣は知つていたんですか。

○国務大臣(加藤勝信君) ですから、知つていたということになると、先ほど申し上げた申請云々という話になつていくので、(発言する者あり) いや、いや、ですから、前か後か含めてです、そこは申し上げられないということになつておるんで、そこを注意してお話をさせていただきますという、そこを気にして私はしゃべつておるだけであつて、別にそこを隠そうと思つてしゃべつておるわけではないということには是非御理解をいただきたいと思つておるんです。

○福島みずほ君 十二月二十六日に労災認定が出るんです。

じゃ、一つだけお聞きをします。二十六日以前に知っていましたか。

○国務大臣(加藤勝信君) ですから、先ほど申し上げた、これ、同じことをずっと答弁しているんですけれども、したがって、今、先ほど申し上げたところを私は気にして話をしていることであって、先ほど申し上げた一般論として申し上げているところをそのままお受け取りいただければ有り難いというふうに思います。

○福島みずほ君 では、知っていたというふうには私は今奥歯に物が挟まった答弁を理解しますが、それでよろしいんですね。よろしいんですね。

○国務大臣(加藤勝信君) いや、ですから、そこを申し上げていくと先ほど申し上げた申請云々という話につながっていくので、ちょっとそこを私は注意して話さなきゃいけないということを申し上げている。そこから、その上で今申し上げたことを言っているというのを是非御理解いただきたいと思えます。

○福島みずほ君 いや、国会の事実究明やそういうことに、大臣、協力してくださいよ。

是正指導段階での企業名公表制度の強化についてという配付資料を見てください。現時点でも、去年の十二月二十七日時点でも、このスキームに野村不動産の件は当てはまらないということですよ。よろしいですか。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。

私も東京労働局としては、当てはまらないという判断の下に対処いたしました。

○福島みずほ君 二十七日の時点でも、今このスキームに当てはまらないということでもよろしいですね。

○参考人(勝田智明君) おっしゃっている意味がよく分からないのですが、個別の案件の詳細についてお答えすることはできないというふうに思っております。

○福島みずほ君 だって、さっき答えたじゃない

ですか。

確認したいんです。去年の十二月二十七日の時点、現在においてもこのスキームは当てはまらないということでもよろしいですね。

○国務大臣(加藤勝信君) 委員おっしゃっているのは、このスキームの新たな仕組みの九二二目的話ということでおっしゃっておられるんでしょうか。

○福島みずほ君 いや、この二つのこれに当てはまらないという。

○国務大臣(加藤勝信君) そこは、だから先ほど申し上げているように、その段階で、その段階です、その段階で当てはまらないという判断をしているということでありませぬ。

○福島みずほ君 その段階ではないんです。十二月二十七日、労災認定があった後、そして現在のこのスキームが当てはまらないということでもよろしいですね。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。

よく、済みません、意味を理解していないかもしれませんが、その後の状況等について、個別の案件について明らかにすることはできませんので、お答えを差し控えさせていただきたいと思えます。

○福島みずほ君 いや、駄目ですよ。さっき答えたじゃないですか。確認しているんです。十二月二十七日以降、去年、労災認定があった以降、そして現在、このスキームは当てはまらないということでもよろしいんですね。(発言する者あり)

○委員長(島村大君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(島村大君) 速記を起してください。

○参考人(勝田智明君) もう一度お答え申し上げます。

十二月二十五日、二十六日の時点ではこれに当てはまらないということに判断いたしました。現在の時点についてはその後様々な状況等を確認しなくてはなりませんので、個別の関係について仮定の下ではお答えできないというふうに申し上げたいと思えます。

上げたいと思えます。

○福島みずほ君 駄目ですよ、そんなの。去年の二十五、二十六が当てはまらないのは当たり前じゃないですか。まだ労災認定されていないんですよ。知りたいのは、労災認定された後、去年の十二月二十七日現在、このスキームに当てはまるんですかという質問です。答えてください。(発言する者あり)

○国務大臣(加藤勝信君) いや、委員の御質問は、そうすると、この一番目は当たっていたとしたら当たるとか、二番目は当たっていたとするのか。(発言する者あり) いやいや、まさにそういう質問なんですよ。判断はこの二十五日、六日においてされているのであって、それ以降については、それは別に我々がここで判断しているものではないということでありませぬ。

では、委員の御質問にもお答えしたら、一個一個について、これがあつたときどうですか、これがあつたときどうですかということになるので、そこは、私も、どこがあつた、いや、元々があつたつていなかつたかについては個別の話になるので、そこはお答えできないということをお申し上げているので、その延長線上だということでは是非御理解いただきたいと思えます。(発言する者あり)

○委員長(島村大君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(島村大君) 速記を起してください。

○国務大臣(加藤勝信君) 同じことの繰り返しになつて甚だ恐縮なんでありませぬけれども、まず一つは、特別指導を行った段階においてはこれに該当しないということは申し上げさせていただきます。

それから、その際にも、これのどこが該当しないのかという御議論があり、これについては個別の事案に係るのでその中身については申し上げることができないということ、そういう意味では、委員から、これが当たるとか、今のお話でいえばまさに②の話をおっしゃっておられるん

だろうと思えますけれども、これが当たるとか、これが当たるとか、個別に言われても、それについては、先ほど申し上げた個別の事案に係ることによって御説明を控えさせていただくということになるわけでございます。

○福島みずほ君 現時点においてもこのスキームは当てはまらないんですか。

○国務大臣(加藤勝信君) ですから、先ほどから申し上げておりますように、二十六日に労災の認定があつたという事実がございます。だから、それについて、それが当たると、これが当たるとか、そういう御質問でありますから、それについては私もあくまでもその前の段階で判断をさせていただいているわけでありませぬので、これについて当たるとか当たらないとかということをお申し上げるといわけにはいかないということでございます。

○福島みずほ君 私は、個別にどれが当てはまらないんですかという質問はしておりませぬ。二十六日に当てはまらないというのとは分かつております。でも、今の時点でのこのスキームに当てはまらないんですか。

○国務大臣(加藤勝信君) いや、ですから、それについては先ほど申し上げておりますように、我々が特別指導を判断した段階においてはこれは当てはまらないということは申し上げておりますけれども、それ以降、どこで当てはまらないのか等々につながるような、つながるようなお話について私の方からは、個別の事案の中身に入つてまいりますので、それについては答弁を控えさせていただきますというのをこれまで終始申し上げているということでございます。

○福島みずほ君 答えていないんですよ。

特別指導で公表した、それは分かりませぬ。去年の二十五日に特別指導したことも分かっています。労災認定が二十六です。でも、このスキームでなぜやらなかつたのかということが問題になつていて、このスキームに当てはまるのですねとは聞いていないですよ。このスキームに現時点でも

当てはまらないんですね。

○国務大臣(加藤勝信君) ですから、またそれは同じことを申し上げなさいけなかりますけれども、先ほど申し上げた、この間の事象の違いというものが何なのかということをご想定して委員が御質問されているわけですから、そうすると、これ一個一個についてどうなのかという個別の案件につながってまいりますので、そこはちよつと控えていただくといいと思います。

○福島みずほ君 企業名の公表についての公平性について議論をしたいんです。特別指導で公表したから後はいいんだではなくて、これに当てはまるのか当てはまらないのか。個別のことなんか一切聞いておりません。

現時点においてこのスキームに当てはまらないんですね。これぐらい答えてくださいよ。当てはまらないと言えないじゃないですか。

○国務大臣(加藤勝信君) よく理解できていないところはありますが、これも公表につながるスキームで、私も特別指導という形で公表させていただいたということでありまして、私も。

○福島みずほ君 理解されていないですよ。このスキームに現在も当てはまらないということですよ。ろしいですね。だって、公表、どうなんですか。当てはまるのですかという質問が良くないと聞いたので、当てはまらないんですねという確認をさせていただきます。それぐらい答えてくださいよ。

○国務大臣(加藤勝信君) まず一つは、だから、その特別指導をする段階においてはこれに当てはまらないというところは……(発言する者あり) いやいや、したがって確認をさせていただいておきます。

そして、現時点においてどうかと問われても、それはこれ全部について検証しなければならぬということもございまして、そして、そのとき当てはまらない、じゃ、その後についてどうなのか、じゃ、どこが当たるのかという個別の話に

入ってくるんで、そこは申し上げるわけにはいかないということをお願いしているだけでありまして。

○福島みずほ君 珍妙な回答だと思えます。もしい当てはまらないんだら、当てはまらない、だから企業名公表したって言えないじゃないですか。今の時点で何で言えないんですか。当てはまらないって言えないじゃないですか、今の時点でも。当てはまらないって言えないじゃないですか。

この事件は珍妙なんです。二十五日に特別指導をし、二十六日に労災認定があり、そして特別指導をしたことを二十六日に公表する。でも、認定は二十六日に行われているんですよ。労災認定の、労災の結論が二十六日に出ることは、東京労働局長の勝田さん分かっていたと思います。

異例の特別指導は何のために行われたのか。労災認定の前日に行われているけれども、その両者の関係はどうなんでしょうか。労災認定があった後、何かをするというのでもいいわけじゃないですか。答えてください。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。

労災認定と特別指導については、それ自体、タイミングについては直接の関係はございません。○福島みずほ君 なぜ特別指導を急いだのか分からないんです。そして、過労死については一切言われていない。

大臣、二十六日以降でも、労災認定の話はいつ聞きました。

○国務大臣(加藤勝信君) 二十六日以降ですか。具体的にどういう労災認定になったのかという話については、かなり後だったというふうに記憶しております。

○福島みずほ君 二十六日に加藤大臣と安倍総理に、この二十六日に報告がされています。どういう報告がされましたか。

○国務大臣(加藤勝信君) 私にあつた報告は、むしろ二十六日というよりは、そのお示しをさせていただいております十二月二十二日ですね、二

十二日にそうした方向性についての話がありました。で、最終的にこうした形で公表したということ。それは、既にお渡ししている公表の紙がこれで、東京労働局長からあつたということでありまして。

○福島みずほ君 総理に対する説明もそういうことでも、大臣、過労死があつたんですよ。認定されたんですよ。その報告だけなぜ欠落しているんですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 過労死ということについて一つ一つについて私のところに着てくるわけはないという、これは一般論として前に申し上げたところでございます。

○福島みずほ君 過労死について初めて知つたのはいつですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 何かまた同じ質問に戻られたような気がして恐縮なんですけれども、それについては、先ほど申し上げた、過労死の申請そのものについてということにもつながるので、コメントは差し控えていただきたいと思います。

○委員長(島村大君) 質疑をまとめてください。

○福島みずほ君 はい。

野村不動産の件で、過労死があつて、申請があつて、認定がある。非常に大事なことで、すよね、企画型裁量労働制です。珍妙なんです、この件は。特別指導だけ行われて、そして過労死については一切報告がないんですか。それは不自然だと本当に思います。そして、このスキームになり、このスキームではやらずに特別指導で公表するというのが極めて公平性を欠いていると思えます。今後もこの点についてきっちり追及してまいります。

終わります。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。

今朝から同じような議論が展開されております。私、私もいろいろ質問を作っておりましたが、先生方いろいろ聞いていただきましたので、今日は

まとめとして、質問表には書いておりませんが、まず、大臣、今回、この特別指導というものをイレギュラーに行つたがために多くの疑念を生んでしまつた。私は今日の議論を聞いて思つております。るる議論があつたかと思えます。様々な指摘があつたかと思えます。

今回のこの特別指導、今後どのように改善していくべきかと今お考えになつていらつしやるか、済みません、御意見いただけますか。

○国務大臣(加藤勝信君) 特別指導については、先ほど申し上げておりますように、まず、特に公表に絡む話で、現在の、それまでにあつた公表基準には該当しないということでありまして。

ただ、事の、事案ということをお考えすると、やはりこれはかなり法律を大きく逸脱しているというところで、先ほど申し上げたように、全社的に見られるということ、それで、一律に対象を決めているということ、そして実際対象になつていないにもかかわらずそれ以外の業務にほとんどの社員がやつていたということ、こういった事案を踏まえて、そうした意味で対応していくということにおいて、この点について、まさに裁量労働制についてしっかりと違法してもらつていくということをやつていく必要がある、こういう判断で、最終的に東京労働局長が判断をされて実施をしたということでございます。

ただ、今委員から御指摘がありましたように、これまでの基準とは異なる、これまでではどつちかという過労死、長時間労働は正ということに重点があつたわけでありまして、違つて、違つて、違つて、今までもそれぞれの党の委員からも御指摘がありました。

したがって、やはり透明性ということ是非常に大事な部分だということに思つておりますので、今回の事案を踏まえ、そしてそれ以外のやはり法律違反に対して、どういった法律違反に対してどういった特別指導を実施していく必要があるのか、その辺をしっかりと検討する中で、こういったまことに特別指導のルール化といったことについて議論

をして、しっかりと結論を出していきたいと思っております。

○薬師寺みちよ君 そのとおりだと私も今日の議論を聞いていて思いました。

全然議論が噛み合っていないので、何が真実かというものが見えなかった。そのために、一日のこの議論というものを費やして、これからどうしていったらいいんだらうということもまずはしっかりと私は明言していただきたいと思っております。山越局長、いかがですか。

先ほどもございました。山越局長の方にもこの特別指導について相談があった。やはり、今、私は大臣の方にも答弁を求めましたけれども、局長としてこの特別指導について、今後、先ほどの大臣の意見を受け、自分としてどのような形で受け止め、そして、これから何かこういった事案が起った場合には、こういう疑念を生まないためにどうすべきなのかと今考えていらつしやいますか。お願いいたします。

〔委員長退席、理事石田昌宏君着席〕

○政府参考人(山越敬一君) 今回の特別指導でございますけれども、これは事案の態様が法の趣旨を大きく逸脱して、これを放置することができないということでございます。今後の制度論につきましては、今日いろいろ御議論もございましたように、また大臣から答弁もございましたように、もう少しそのルール化ということができないかということをお私としても少し考えてまいりたいというふうに思っています。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

局長、少しではなく大幅に変えていかなければならぬんじゃないでしょうか。それを何人も議員が今日指摘をしたんです。これが皆様方に吸収していただければこの議論全く意味がないんですよ。そこを分かっていたらいいんです。私たちが今日一日何を行ってきたか。真実を明らかにしたい、それとともに、何でこういった大きな問題になったのかということをお皆様方に理解

をしていただきたい。違いますか。

ですから、山越局長に、山越局長なりにしっかりと考えていただきたいんですけれども、やはり本省の責任者でいらつしやいますよね。ということであれば、もう一度御意見いただけませんか。お願いいたします。

○政府参考人(山越敬一君) この特別指導の制度につきまして、基準の明確化、ルール化、そういったことにつきまして、これはしっかりと私としても考えていきたいと思っております。

〔理事石田昌宏君退席、委員長着席〕

○薬師寺みちよ君 まず、皆様方がそのルール化をするというふうな明言をしていただきましたので、これを私も待つております。

特別指導というものがやっぱりなぜここまで問題になったのか。それはまず、公表の基準がなかった、そして、特別指導が適用される基準がなかった、それから、最終決定権者というものが大臣ではなく今回は東京労働局長であった、果たしてそれでいいのか、そういう問題がございます。

この最終決定権者というものがこの特別指導において誰であるべきだと大臣は今お考えになつていらつしやいますか。お願いいたします。

○国務大臣(加藤勝信君) これは基本的に労働局長だということに思っています。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

じゃ、その基準をしっかりと明確にしたいだけのことです。よろしいんですか。様々な事案によつてそれは全く変わってくるかと思っておりますけれども、労働局長でよろしいでしょうか。お願いを申し上げます。

○国務大臣(加藤勝信君) 現行の公表基準も、これを公表するのは労働局長ということになっていくわけでありまして、当然労働局長において判断されるべきものだと思っておりますので、それを基本という例外があるように思いますが、それを土台にしてどういうルール化していくべきなのか、そこをしっかりと議論させていただきたいと思

います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

今日、だから問題になっているのは、大臣に報告が上がりましたよねということは何人も確認をしておりますよね。ということは、大臣も知つていらつしやったんですね。大臣が知つていらつしやったにもかかわらず、最終決定権者がということでは、ちょっとおかしいのではないですか。だから、大臣が知つていらつしやったんだら大臣がしっかりと、じゃ、これは公表すべきだ、どうすべきだ、こうすべきだということでは御指示いただいたらよろしかったのではないかなと思つてすけれども、それは大臣、御指示いただけなかったということなんですか、それとも、これからどういうふうにお考えになられますか。

○国務大臣(加藤勝信君) やはりそういった労働行政そのものはそれぞれの局長、それぞれの局長といたつて、その責任において実施をされるべきです。もちろん、その手前においてはそれぞれの監督者の署長さんあるいは監督官、それぞれあつて、そして本省においては労働基準局長、こういった仕組みの中で物が進んでいくべきだということに思っています。私として一々、この事案についてこれは行くべきだとか、これは行くべきでないとか、個々の事案について直接指示を出すというのには政務の立場で適正なのかということに思っています。

ただ、それぞれの判断が、やはり全体的に考えて、ちよつとこういう言い方をすると語弊あるかもしれませんが、バランスが取れているのかどうか、それは私たちが考えていかなければいけないだらうというふうに思っています。

○薬師寺みちよ君 では、労働局というその局長の役割、都道府県の労働局の役割というものはどういうものなんですか。坂口審議官、教えていただけますか。

○政府参考人(坂口卓君) お答え申し上げます。都道府県労働局でございますが、都道府県労働

局は、働く方々の労働条件の確保、改善でありまして、あるいは求職者の方も含めた職業の安定、それから男女の雇用機会の均等確保、あるいは人材開発など、言わば広範な労働行政の分野におきます地域における総合的な労働行政機関としての役割を果たすというものと考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

では、その労働局長というのはどういった権限を持つていらつしやるんですか。お願いいたします。

○政府参考人(坂口卓君) お答え申し上げます。都道府県労働局長でございますけれども、今申し上げました都道府県労働局が地域におきます労働行政の総合的な機関ということでございますが、この都道府県労働局長として、労働基準監督署長の指揮監督、あるいはハローワーク、公共職業安定所長の指揮監督といったものをしつつ、管内におきます労働行政全般にわたつての権限をつかさどつていらっしゃると思っております。

○薬師寺みちよ君 今、坂口審議官からその権限や役割というものについて教えていただいたんですけれども、だから、その局長に大臣は託すとおつしやいました。

じゃ、今の現状で、私どもがこのような様々な議論を行つていられるような会話を勝田局長行われましたです。そういう方に任せられますかというふうな国民が、労働者が思つても、私は仕方がないのではないかと思っています。実は私もこの労働局長の資質の有無というものについても議論をしていきたいんですけれども、もうそういうふうにも多くの方々が言及していらつしやいますので、特別そこには私自身が質問を立てようとは思いません。

しかし、一つ言わせていただきたいのは、産業保健に関わる者として、どれだけ大きな権限を皆様方が持つていかつていられるんです。衛生委員会がこんなことは議論していない、おかしんじゃないかと言われれば、みんな企業は干渉するんです。残業はどうだと言われれば、次の

月から残業はできなくなってしまう。先ほど木村先生もおっしゃったように、病院に労基署が入ったといえ、そこが全部変わってしまうんですよ、制度まで全て変わってしまうんですよ。というくらいに大きなものを皆様方が権限として持つていらつしやるんだら、それなりの行動規範を守っていただいで私はいかるべきだと思います。

今回のことは、何でこんなに一日も掛けて集中審議をしなければならぬような事態になってしまったのか、私は、大きな責任というものを勝田局長にも、もちろん今は感じていただいでいると思います。もう一回お願いいたします。今日の議論を受け、自分の発言の若しくは自分の業務に対する姿勢のどこがいけなかったのかということをお話していただけますか。お願いいたします。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。私の様々な発言、国民の疑惑を招くようなこととなりまして、誠に申し訳なく思っております。そういったような発言をして、軽率と言われても仕方がないと思っております。深くおわびし、撤回申し上げたいと思っております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。だから、どこがいけなかったというふうにお考えになつていらつしやるのですか。私どもが考えているところと違うところであつたら、これはまた間違つてしまいます。私ども、これから多くの皆様方が、いわゆる働き方改革というものに期待していらつしやる方もいらつしやるわけですよ。そういう方々の声に応えていただくための、先ほど坂口審議官からおっしゃっていただいたように、まさに地域の労働の要じゃないですか。その地域の労働の要である局長がこういう発言をなさつたということがこれだけ大きく問題になっております。

だからこそ、御自身のやつぱりこの発言が問題があつたのかということ、それについてしっかりと釈明をいただきたいと思ひます。いかがでいらつしやるのですか。

○参考人(勝田智明君) 国民の疑惑を招くことになりまして発言全て不適切であるというふうに思っております。

○薬師寺みちよ君 答弁書を読んでいただかなくても大丈夫でございます。御自身の言葉で答えていただきたいんです。

例えば、先ほどでもございました、プレゼンという発言がもちろん誤解を生むような言葉であつたということ、それから、やはりこの特別指導についての公表の方法であつたりということもございました。

でも、私が一番これ問題だと思つたことは、マスコミとなれ合いのようになつてやつてこの会見でございます。やつぱりここに一番大きな問題があつたんじゃないでしょうか。これは会見でございますので、公的な立場の人間としてマスコミの方々に正しい情報を伝える、そういう場でございます。これをよく見ていると、友達と話しながらやつていられるようにも見受けられます。普通このような形で各都道府県の労働局長の会見というのは行われているのでしょうか。

例えば、加藤大臣が大臣の会見なさいますよね。こんな言葉遣いであるはずはありません。しっかりと、自分が代表で、今から皆様方に、これから行われていくこと若しくは今起こつていることというものを公表していく、そのための姿勢というものがどうもここには見受けられません。言葉の端々におきましても何か曖昧な点が多いものですから、またこれが誤解を受けてしまつた局長、いかがでいらつしやるのですか。私はちよつとここについて一番疑問を持っておりますが、お願い申し上げます。

○参考人(勝田智明君) お答え申し上げます。記者の皆さんとのやり取りを含めまして、記者会見あるいは記者懇談等の場におけます私のやり取りの在り方が、何と申しましようか、不適切であつたといったようなことについては、今はそう感じてございます。そういう点につきましては大

変申し訳なく、おわび申し上げたいと思ひます。○薬師寺みちよ君 大臣、これ、東京都だけであつたら大変なことですよ。やはりこのような形で、何げない会話の中で多くのことが記事になつてまいります。これは是非ほかの都道府県の労働局長に聞かして見直していただきたいと思ひます。大臣の御意見いただけますか。

○国務大臣(加藤勝信君) 会見というのは個人でやるわけではありませぬ。私がやる大臣会見で、これは厚生労働省を代表して会見をさせていたでいるわけでありまして、各労働局においてはそれぞれの労働局を代表してやつていられるわけでありまして、決して局長個人の云々ということにはなつてはならないというふうにお思ひしております。委員御指摘のように、中身もさることながら、会見に臨む姿勢といったものについても、もう一回私たちが反省をしなければと思ひておりますので、今回の事案に対する、これは個々の事案に対してはしっかりと厳正に対処してまいりますけれども、他においてこういうことが起きないように、ちよつと具体的な会議は分かりませぬけれども、多分、局長会議とかそういうのが、課長会議とかいうのがございますから、そういう折にもそういう旨をしっかりと徹底させていたでいたいというふうにお思ひます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。でなければ、これがこのような形で公表されてしまつと、国民の皆様方は自分の労働環境というものがある中で報道されながら改善されていっているのかと思つと、それは私どもも心外でございませぬ。ここで真剣に議論をしながら、一つでもいいものと思つて国会の中でも活動している者としては、これからの労働行政、しっかりと守つていただきたいと思つております。

それからもう一つ、山越局長にも確認をさせてください。先ほどから大臣何回も答弁をされておりますけれども、過労死の認定に關しまして、そもそも政府として、過労死に關し個別な案件につきましては公表してないかと、理由でよろしいでしょうか、お願いいたします。

○政府参考人(山越敬一君) おっしゃるとおりだと思います。個別の事案につきましては、公表されたり、あるいは今回のように同意があつた範囲で私ども回答をさせていたでいたことかと思ひます。

府として、過労死に關し個別な案件につきましては公表してないかと、理由でよろしいでしょうか、お願いいたします。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。今日の議論の中で大臣がおっしゃつた、自分は過労自殺というふうな言葉は使つていないという、あれは大変すごく重たい言葉だと私は思つております。やはり過労死という中で、どういふうにお亡くなりになられたのか等々もさうですし、残された者がおられます。御遺族の皆様方にはしっかりと私は更なる配慮をお願いしたいと思つておりますけれども、大臣、一言いただけませぬか。

○国務大臣(加藤勝信君) 本當に、過労死ないし、あるいは労災を申請する、あるいは認定を受けている、支給決定を受けていると、もう本當にこれは個々の方の個人情報そのものに係るわけでございますし、また、そうしたまに御遺族のいんな意味で思いあるいは苦しみ、そして本當に時には厳しい環境におられる方もいらつしやると思ひます。そういうことにしっかりと思いを寄せながら私たちが対処していかなくやいけない。そういう意味において、また、この労働制度がしっかりと適用、運用していただくためにどうすべきなのかということにおいて、基本的に私どもは、労災についての個々の話についてはこちらから積極的に御説明をしたり回答をしないというところでこれまでやらせていただでいた。

ただ、労災の皆さん方が、この話は今世間やつぱり訴えななくやいけないんだと、そういう大変強い強い気持ちで、いんな思ひの中でやつぱりそれを乗り越えながらされていられる方もいらつしやるわけですから、その中において公表

された事案については、私どもはそれを踏まえてお話をさせていただいております。

ただ、本件はこれまでとちよつと違つて、遺族の方が公表したのではなくて、同意をされるということでありましたので、そこは一つつ丁寧なやつていて、どこまで同意をしていたか。それから、やはりそれぞれの御遺族の中にもいろんなお考えの方がいらつしやると思つて、その辺も踏まえながら慎重にやらせていただかなきゃいけないということでも対応させていただいてるところでございます。

○薬師寺みちよ君 是非そこは丁寧な対応をお願いしたいと思つております。もちろん、個人が特定されてしまつてはというふうな不安を感じていらつしやる方の中にもいらつしやるし、それからやはりこういうことに関連をして、どうしても、その同じ職場で働いていらつしやる皆様方というのでもまた傷つていらつしやることは確かでございます。ですから、今日、私もいろいろ議論をさせていただきましてけれども、こういう一つ一つの事案について更に丁寧に厚生労働省として対応していただきたいのと、もう一つは、ございまして、特別指導について大きな誤解を生まぬよう、ルール化というものをまずは皆様方の中で話し合つた上で御提案をいただきたい。そういうことをお約束いただけたらということで、私の今日の質疑を終わらせていただきます。

○委員長(島村大君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(島村大君) 食品衛生法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。加藤厚生労働大臣。

○国務大臣(加藤勝信君) たいだいま議題となりまして、その趣旨を御説明いたします。

化の進展等により我が国の食を取り巻く環境が変化しています。このような変化の中で、都道府県等を越える広域的な食中毒事案の発生や食中毒の発生数の下げ止まり傾向があり、事業者におけるより一層の食品の衛生管理や行政による的確な対応が喫緊の課題となつております。さらには、食品の輸出促進等も見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められています。

こうした状況を踏まえ、食品の安全を確保するため、この法律案を提出いたしました。以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、広域的な食中毒事案への対策強化のため、国及び都道府県等が連携や協力をしなければならぬこととする。同時に、厚生労働大臣は、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会を置くことができ、緊急を要する場合において、当該協議会を開催し、対応に努めなければならないこととします。

第二に、国際標準に即して事業者自らが食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組等を行う衛生管理の制度化を行います。また、この制度化に併せて、営業許可業種以外の事業者はあらかじめその営業所の名称及び所在地等を都道府県知事に届け出なければならないこととします。

第三に、食品の安全性の確保を図るため、事業者は、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害の情報を得た場合は、都道府県知事等に届け出なければならないこととします。

第四に、食品用器具・容器包装の安全性等の確保のため、特定の材質を対象として、安全性を評価した物質のみを使用可能とする仕組みの導入を行います。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。御審議の上、速やかに可決していただくことをお願い申し上げます。

○委員長(島村大君) 以上で趣旨説明の聴取は終了しました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

四月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、子供医療費無料制度に関する請願(第一〇九一―九一五号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一二二七号)(第一二二八号)

一、食品衛生監視員大幅増員、最低賃金千五百円を目指すことに関する請願(第一三九号)

一、社会保障費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願(第一一四〇号)

一、子供医療費無料制度に関する請願(第一一四一―一四四号)(第一一四五号)(第一一四六号)(第一一四七号)(第一一四八号)(第一一四九号)(第一一五〇号)(第一一五一号)(第一一五二号)(第一一五三号)(第一一五四号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一二五五号)(第一二五六号)(第一二五七号)(第一二五八号)

一、精神保健医療福祉の改善に関する請願(第一一五九号)

一、国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願(第一一八四号)

一、過労死と職場における差別的根絶に関する請願(第一一八五号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一二八六号)(第一二八七号)

第一〇九一号 平成三十年三月二十三日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 京都市 松井マユリ 外十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一〇九二号 平成三十年三月二十三日受理

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善に関する請願

請願者 京都府宇治市 羽泉安雄 外千九

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

第一〇九三号 平成三十年三月二十三日受理
大幅な福祉職員の増員・賃金の引上げに関する請願
請願者 京都市 谷川芳秋 外百九十九名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第八五三号と同じである。

第一〇九四号 平成三十年三月二十三日受理
大幅な福祉職員の増員・賃金の引上げに関する請願
請願者 宮城県大崎市 佐々木宏美 外百九十九名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第八五三号と同じである。

第一〇九五号 平成三十年三月二十三日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 広島県福山市 松井敏明 外百九十九名
紹介議員 溝手 顕正君
この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一〇九六号 平成三十年三月二十三日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 広島市 粟屋靖正 外百七十四名
紹介議員 宮沢 洋一君
この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一〇九七号 平成三十年三月二十三日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 香川県善通寺市 山口正史 外百七十一名
紹介議員 山本 博司君
この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一〇九八号 平成三十年三月二十三日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 宮城県石巻市 平塚司律 外千一百

四十九名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一〇九九号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都大田区 佐藤みゆき 外千七百二十一名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一〇〇号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都大田区 早川仁 外千七百二十一名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一〇一号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都大田区 中井尚志 外千七百二十一名
紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一〇二号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都大田区 久保井賢治 外千七百二十一名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一〇三号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願

請願者 東京都小金井市 清水謙一 外千七百二十一名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一〇四号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都東村山市 渡辺睦 外千七百三十三名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一〇五号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都国分寺市 星清志 外千七百三十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一〇六号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都小平市 根釜政勝 外千七百三十三名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一〇七号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都大田区 五味邦行 外千七百三十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一〇八号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願

請願者 川崎市 鈴木倫 外千七百二十一
紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一〇九号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都大田区 入間道子 外千七百二十一
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一一〇号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都大田区 松坂和夫 外千七百二十一
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一一一号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都江戸川区 中村公子 外千七百二十一
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一二号 平成三十年三月二十三日受理
国の責任で社会保障制度の拡充を求めることに
関する請願
請願者 東京都中野区 伊藤暁 外千七百二十一
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一一二七号 平成三十年三月二十六日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 滋賀県大津市 北井光蔵 外四千

百六十一名

紹介議員 二之湯武史君

この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一一八号 平成三十年三月二十六日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県松本市 小原清宏 外千六

百名

紹介議員 杉尾 秀哉君

この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一一九号 平成三十年三月二十六日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 新潟県三条市 五十嵐清 外千五

十三名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一二二五号 平成三十年三月二十七日受理

食品衛生監視員大幅増員、最低賃金千五百円を目指すことに関する請願

請願者 山形県鶴岡市 佐藤めぐみ 外百

名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三六五号と同じである。

第一二二六号 平成三十年三月二十七日受理

社会保障費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願

請願者 山形県鶴岡市 山崎夏歩 外百六

名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第一二二七号 平成三十年三月二十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市 高橋富美子 外

八

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一四〇号 平成三十年三月二十八日受理

社会保険費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願

請願者 北海道釧路市 忠鉢晶子 外五十

九名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第一一四一号 平成三十年三月二十八日受理

千三十九名

紹介議員 山本 博司君

この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一二二八号 平成三十年三月二十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 鳥根県江津市 黒川務 外千四百

一名

紹介議員 島田 三郎君

この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一一三九号、平成三十年三月二十八日受理

食品衛生監視員大幅増員、最低賃金千五百円を目指すことに関する請願

請願者 北海道根室市 加藤正男 外百二

十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三六五号と同じである。

第一一四〇号 平成三十年三月二十八日受理

社会保険費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願

請願者 北海道人根室市 忠鉢晶子 外五十

九名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第一一四一号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 大阪府摂津市 保恵知加子 外二

百八十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一四二号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市 中村康弘 外二

百八十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一四三号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 奈良市 堀江陽子 外二百八十四

名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一四四号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 大阪府吹田市 楠本誠 外二百八十四名

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一四三号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 奈良市 堀江陽子 外二百八十四

名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一四四号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 大阪府吹田市 楠本誠 外二百八十四名

十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一四五号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 青森市 今井ひとみ 外二百八十

四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一四六号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 京都市 村田結香 外二百九十四

名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一四七号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市 大西順子 外二

百八十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一四八号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 新潟県長岡市 土田美恵子 外二

百八十四名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一五〇号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 新潟県長岡市 土田美恵子 外二

百八十四名

紹介議員 大門実紀史君

請願者 鹿児島県霧島市 福岡あゆみ 外二百八十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一九九号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 青森市 村上静子 外二百八十四

名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一五〇号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 新潟県長岡市 土田美恵子 外二

百八十四名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一五一号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 大阪市 野口頼子 外二百八十四

名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一五二号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 大分市 和田照輝 外二百八十四

名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一五三号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 新潟県長岡市 大高佳代 外二百

八十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一五三号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 新潟県長岡市 大高佳代 外二百

八十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一五三号 平成三十年三月二十八日受理

子供医療費無料制度に関する請願

請願者 新潟県長岡市 大高佳代 外二百

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一五四号 平成三十年三月二十八日受理
子供医療費無料制度に関する請願
請願者 愛媛県新居浜市 曾我部美香 外二百八十四名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一一五五号 平成三十年三月二十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 愛媛県今治市 田原保行 外千二十七名

紹介議員 山本 順三君
この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一一五六号 平成三十年三月二十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 広島県福山市 高橋祥子 外九百八十八名

紹介議員 森本 真治君
この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一一五七号 平成三十年三月二十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 長野県安曇野市 藤原峰雄 外千五百九十九名

紹介議員 吉田 博美君
この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一一五八号 平成三十年三月二十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 横濱市 藤田清一 外七百九十九名

紹介議員 佐々木さやか君
この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一一五九号 平成三十年三月二十八日受理
精神保健医療福祉の改善に関する請願

請願者 愛知県豊橋市 野口紀子 外九百九十九名
紹介議員 福島みずほ君

精神科を受診する人は年間三百万人を超え、精神疾患は、がん・脳卒中・心筋梗塞・糖尿病とともに重点疾患に位置付けられ、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実が国民的な課題となっている。しかし、日本の精神科医療は、諸外国に比べ半世紀以上も後れを取り、施設収容中心で、一般病院に比べて低医療費に抑えられ、医療スタッフの人員も極めて少ない状況である。社会防衛的な誤った観点から隔離・収容政策が続けられる中で、精神疾患に対する差別・偏見が助長され、世界的にも類を見ない長期にわたる社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害も起きている。また、近年、認知症患者の精神科病院への長期収容等の問題も起きている。日本は、二〇一四年に障害者権利条約を批准している。全ての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革を図ることが必要である。

ついでに、誰もが地域社会の中でその一員として安心して暮らし続けられるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、精神疾患患者に対する身体拘束や隔離を原則廃止し、早期回復・社会復帰に向けた良質な医療が提供できるよう、精神科専門職の配置人員を引き上げること。また、一般科より低い人員配置（医師は三分の一、看護師は三分の二）を認めている精神科差別的「精神科特例」を廃止すること。

二、精神疾患患者が地域で安心して生活できるように、地域住民・行政・福祉・医療等が連携して包括的な支援を行う体制を拡充し、退院後も継続した支援が受けられるよう整備することともに、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者の声を反映させること。また、認知症患者が地域で暮らせる基盤整備を抜本的に強化して精神科病院への長期収容をなくすこと。

三、入院中心から地域への政策転換を進める移行期において、精神科病院に対する財政支援や労働者の雇用保障、教育・研修等の措置を講じること。

第一一八四号 平成三十年三月二十九日受理
国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願

請願者 福岡県速賀郡岡垣町 浜崎信一 外二千三十八名
紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第六〇四号と同じである。

第一一八五号 平成三十年三月二十九日受理
過労死と職場における差別的根絶に関する請願

請願者 埼玉県飯能市 安藤ゆり子 外三百五十二名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。

第一一八六号 平成三十年三月二十九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福島県本宮市 鈴木昇一 外四百六十九名
紹介議員 山口 和之君

この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

第一一八七号 平成三十年三月二十九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府三島郡島本町 井上晴雄 外三千七百七十七名
紹介議員 石川 博崇君

この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。

食品衛生法等の一部を改正する法律
(食品衛生法の一部改正)

第一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
食品衛生法目次及び題名を次のように改める。

食品衛生法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 食品及び添加物(第五条―第十四条)

第三章 器具及び容器包装(第十五条―第十八条)

第四章 表示及び広告(第十九条―第二十条)

第五章 食品添加物(第二十一条)

第六章 監視指導(第二十一条の二―第二十四条)

第七章 検査(第二十五条―第三十条)

第八章 登録検査機関(第三十一条―第四十条)

第九章 営業(第四十八条―第五十六条)

第十章 雑則(第五十七条―第七十条)

第十一章 罰則(第七十一条―第七十九条)

附則

第十三条及び第十四条を削り、第二章中第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第二項中「獣畜及び」を「獣畜の肉、乳及び臓器並びに」に、「獣畜又は」を「獣畜の肉、乳若しくは臓器若しくは」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一条 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置が講じられていることが必要なものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、当該措置が講じられていないことが確かであるものとして厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工されたものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならない。

食品衛生法等の一部を改正する法律案

第六条各号に掲げる食品又は添加物のいずれにも該当しないことその他厚生労働省令で定める事項を確認するために生産地における食品衛生上の管理の状況の証明が必要であるものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、当該事項を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならない。

第八条第一項第二号中「第十条」を「第十二条」に改め、同項第三号及び第四号中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第五号中「第十一条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条を第九条とする。

第七條の次に次の一条を加える。

第八條 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（第三項及び第六十四条第一項において「指定成分等」という。）を含む食品（以下この項において「指定成分等含有食品」という。）を取り扱う営業者は、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、当該情報を、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。

都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

医師、歯科医師、薬剤師その他の関係者は、指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害の把握に努めるとともに、都道府県知事等が、食品衛生上の危害の発生を防止するため指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害に関する調査を行う場合において、当該調査に関し必

要な協力を要請されたときは、当該要請に応じ、当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければならない。

第十七條第一項に次の一号を加える。

三 次条第三項の規定に違反する器具又は容器包装

第十七條第三項中「第八條第三項」を「第九條第三項」に改める。

第十八條に次の一項を加える。

器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでない。

第二十一條中「第十一條第一項」を「第十三條第一項」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 監視指導

第六章中第二十二條の前に次の二條を加える。

第二十一條の二 国及び都道府県等は、食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒患者又はその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）の広域にわたる発生又はその拡大を防止し、及び広域にわたり流通する食

品、添加物、器具又は容器包装に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反を防止するため、その行う食品衛生に関する監視又は指導（以下「監視指導」という。）が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二十一條の三 厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たつての連携協力体制の整備を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会（以下この条及び第六十條の二において「協議会」という。）を設けることができる。

協議会は、必要があると認めるときは、当該協議会の構成員以外の都道府県等その他協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十二條第一項中「食品衛生に関する監視又は指導（以下「監視指導」という。）を「監視指導」に改め、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 監視指導の実施に当たつての国、都道府県等その他関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

第二十二條第三項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「及び」という。）を削る。

第二十四條第二項第三号中「当該都道府県等と隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携」を「監視指導の実施に当たつての国、他都道府県等その他関係機関との連携協力」に改める。

第二十五條第一項中「第十一條第一項」を

「第十三條第一項」に改める。

第二十六條第一項第二号及び第三号中「第十一條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同項第四号中「第十一條第三項」を「第十三條第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第十八條第三項の規定に違反する器具又は容器包装

第二十六條第二項及び第三項並びに第四十八條第一項中「第十条」を「第十二條」に改める。

第五十條第三項中「前二項の」を「前項の規定により」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の三條を加える。

第五十條の二 厚生労働大臣は、営業（器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業（第五十一条において「食鳥処理の事業」という。）を除く。）の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一 施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（小規模な営業者（器具又は容器包装を製造する営業者及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。）その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組）に関すること。

営業者は、前項の規定により定められた基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

都道府県知事等は、公衆衛生上必要な措置について、第一項の規定により定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。

第五十条の三 厚生労働大臣は、器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一 施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること。
二 食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造を管理するための取組に関すること。

器具又は容器包装を製造する営業者は、前項の規定により定められた基準（第十八条第三項に規定する政令で定める材質以外の材質の原材料のみが使用された器具又は容器包装を製造する営業者にあつては、前項第一号に掲げる事項に限る。）に従い、公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

都道府県知事等は、公衆衛生上必要な措置について、第一項の規定により定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。

第五十条の四 第十八条第三項に規定する政令で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その取り扱う器具又は容器包装の販売の相手方に対し、当該取り扱う器具又は容器包装が次の各号のいずれかに該当する旨を説明しなければならない。

一 第十八条第三項に規定する政令で定める材質の原材料について、同条第一項の規定により定められた規格に適合しているもののみを使用した器具又は容器包装であること。

と。
二 第十八条第三項ただし書に規定する加工がされている器具又は容器包装であること。

器具又は容器包装の原材料であつて、第十八条第三項に規定する政令で定める材質のものを販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、当該原材料を使用して器具又は容器包装を製造する者から、当該原材料が同条第一項の規定により定められた規格に適合しているものである旨の確認を求められた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、必要な説明をするよう努めなければならない。

第五十一条中「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する」を削る。

第五十四条第一項中「第九条、第十条、第十一条第二項」を「第十条から第十二条まで、第十三条第二項」に改め、「第十八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第五十五条第一項中「第九条、第十条、第十二条まで、第十三条第二項」に改め、「第十八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「若しくは第五十条第三項」を、「第五十条第二項、第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二項中「器具若しくは」を「器具又は」に、「第九条第二項、第十条、第十一条第二項」を「第八条第一項、第十条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項」に改め、「第十八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「若しくは第五十条第三項」を、「第五十条第二項、第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第五十八条第一項中「食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「及び」という。）を削る。

第六十条の次に次の一条を加える。
第六十条の二 前条に規定する場合において、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議を行うよう努めなければならない。

第六十二条第一項中「第八条」を「第九条」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「第二十条まで」の下に「第十八条第三項を除く。」を、「第五十六条まで」の下に「第五十条の二、第五十条の三第一項第一号及び第二項並びに第五十条の四を除く。」を加え、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三項中「第三十条まで」の下に「第五十条の二」を加える。

第六十四条第一項中「第九条第一項」を「第八条第一項の規定により指定成分等を指定しようとするとき、第十条第一項」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に、「第二十三条第一項」を「第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第二十三条第一項」に、「又は第五十条第一項」を「第五十条第一項」に改め、「基準を定めようとするとき」の下に、「又は第五十条の二第二項若しくは第五十条の三第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき」を加える。

第六十五条の二第三項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第六十五条の三の次に次の二条を加える。

第六十五条の四 厚生労働大臣は、食品衛生に関する国際的な連携を確保するため、外国の政府機関から、輸出食品安全証明書（輸出する食品の安全性に関する証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。）を厚生労働大臣が発行するよう求められている場合であつて、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、輸出食品安全証明書を発行することができる。

前項の規定により輸出食品安全証明書の発行を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第一項に規定するもののほか、厚生労働大臣は、輸出する食品の安全性の証明のための手続の整備その他外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずるものとする。

第六十五条の五 都道府県知事等は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が輸出食品安全証明書を発行する場合を除き、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、輸出食品安全証明書を発行することができる。

前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずることができる。

第七十一条第一項第一号中「第九条第一項又は第十条」を「第十条第一項又は第十二条」に改める。

第七十二条第一項中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第七十三条第一号中「第九条第二項」を「第十条第二項、第十一条」に、「第二十五条第一項」を「若しくは第三項、第二十五条第一項」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を

「第九條第一項」に改める。
第七十八條各号中「第十一條第二項」を「第十三條第二項」に、「若しくは」を「又は」に改める。
第二條 食品衛生法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六條」を「第六十一條」に、
「第五十七條」第七十條を「第六十二條」第八十條に、「第七十一條」第七十九條を「第八十一條」第八十九條に改める。
第八條第一項中「第六十四條第一項」を「第七十條第一項」に改める。
第二十一條の三第一項中「第六十條の二」を「第六十六條」に改める。
第三十九條第一項中「第七十九條」を「第八十九條」に改める。
第七十九條を第八十九條とする。
第七十八條第一号中「第七十一條又は第七十二條」を「第八十一條又は第八十二條」に、「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、同条第二号中「第七十二條」を「第八十二條」に、「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に、「第七十三條又は第七十五條」を「第八十三條又は第八十五條」に改め、同条を第八十八條とする。
第七十七條中「第七十一條から第七十三條まで」を「第八十一條から第八十三條まで」に改め、同条を第八十七條とし、第七十六條を第八十六條とする。
第七十五條第一号及び第二号中「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、同条第三号中「又は第四十八條第八項」を、「第四十八條第八項」に、「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、「含む。」の下に「、第七十七條第一項又は第七十八條第一項」を加え、同条を第八十五條とし、第七十四條を第八十四條とする。
第七十三條第一号中「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に、「第五十八條第一項」

を「第六十三條第一項」に改め、同条第二号中「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、同条第四号中「第五十一條」を「第五十四條」に、「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に、「第五十二條第三項」を「第五十五條第三項」に改め、同条第五号中「第五十六條（第六十二條第一項）」を「第六十一條（第六十八條第一項）」に、「第六十六條」を「第七十六條」に改め、同条を第八十三條とする。
第七十二條第一項中「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に、「第五十二條第一項」を「第五十五條第一項」に改め、同条を第八十二條とする。
第七十一條第一項第一号中「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、同項第三号中「第五十四條第一項」を「第五十九條第一項」に、「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に、「第六十六條」を「第七十六條」に、「第五十四條第二項」を「第五十九條第二項」に、「第六十二條第三項」を「第六十八條第三項」に、「第五十五條」を「第六十條」に改め、同条を第八十一條とする。
第十章中第七十條を第八十條とする。
第六十九條中「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に、「第五十一條」を「第五十四條」に、「飲食店營業その他販売の營業であつて」を「食品又は添加物の流通の状況を考慮して」に、「第五十四條」を「第五十九條」に、「第五十八條」を「第六十三條」に、「第五十九條第一項」を「第六十四條第一項」に改め、同条を第七十九條とする。
第六十八條第一項中「第五十九條第二項（第六十二條第一項）」を「第五十九條第二項（第六十八條第一項）」に改め、同条を第七十八條とし、第六十七條を第七十七條とする。
第六十六條中「第五十二條、第五十三條第二項、第五十四條、第五十五條第一項、第五十六條及び第六十三條」を「第五十五條、第五十六條第二項（第五十七條第二項）において読み替へ

て準用する場合を含む。）、第五十七條第一項、第五十八條、第五十九條、第六十條第一項、第六十一條及び第六十九條」に改め、同条を第七十六條とし、第六十五條の五を第七十五條とし、第六十五條の四を第七十四條とし、第六十五條の三を第七十三條とする。
第六十五條の二第一項中「第六十四條第一項本文」を「第七十條第一項本文」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、同条を第七十二條とし、第六十五條を第七十一條とする。
第六十四條第一項中「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に、「第五十條の二第一項若しくは第五十條の三第一項」を「第五十一條第一項、第五十二條第一項若しくは第五十四條」に改め、同条第四項中「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、同条を第七十條とし、第六十三條を第六十九條とする。
第六十二條第一項中「第五十六條」を「第六十一條」に、「第五十條の二、第五十條の三第一項第二号及び第二項並びに第五十條の四」を「第五十一條、第五十二條第一項第二号及び第二項並びに第五十三條」に、「第五十八條から第六十條まで」を「第六十三條から第六十五條まで」に改め、同条第三項中「第五十條の二、第五十一條及び第五十四條から第五十六條まで」を「第五十一條、第五十四條、第五十七條及び第五十九條から第六十一條まで」に改め、同条を第六十八條とし、第六十一條を第六十七條とし、第六十條の二を第六十六條とし、第五十八條から第六十條までを五條ずつ繰り下げ

第五十七條第一号及び第二号中「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、同条第三号中「第五十二條第一項（第六十二條第一項）」を「第五十五條第一項（第六十八條第一項）」に改め、同条第四号中「第五十四條（第六十二條第一項）」を「第五十九條（第六十八條第一項）」に改め、同条第五号中「第五十九條第一項」

項」を「第六十四條第一項」に、「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、同条第六十二條とする。
第五十六條中「第五十一條」を「第五十四條」に、「第五十二條第一項」を「第五十五條第一項」に改め、第九章中同条を第六十一條とする。
第五十五條第一項中「第五十條の二第二項、第五十條の三第二項若しくは第五十條の四第一項」を「第五十一條第二項、第五十二條第二項若しくは第五十三條第一項」に改め、同条第六十條とし、第五十四條を第五十九條とし、第五十三條を第五十六條とし、同条の次に次の二條を加える。
第五十七條 營業（第五十四條に規定する營業、公衆衛生に与える影響が少ない營業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その營業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

前條の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「前條第一項の許可を受けた者」とあるのは「次條第一項の規定による届出をした者」と、「許可營業者」とあるのは「届出營業者」とあるのは「届出營業者」と、同条第二項中「許可營業者」とあるのは「届出營業者」と読み替へるものとする。
第五十八條 營業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若

第七部 厚生労働委員会会議録第八号 平成三十年四月十日【参議院】

しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するときは（次条第一項又は第二項の規定による命令を受けて回収するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 第六条、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
二 第九条第一項又は第十七条第一項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならない。

第五十二条第二項第二号中「第五十四条から第五十六条まで」を「第五十九条から第六十一条まで」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十一条中「飲食店営業その他」を削り、「施設につき」の下に「、厚生労働省令で定める基準を参酌して」を加え、「業種別に」を削り、同条を第五十四条とし、第五十条の四を第五十三条とし、第五十条の三を第五十二条とする。

第五十条の二第一項中「第五十一条」を「第五十四条及び第五十七条第一項」に改め、同条を第五十一条とする。

（と畜場法の一部改正）
第三条 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。
（と畜場の衛生管理）

第六条 厚生労働大臣は、と畜場の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。
一 と畜場の内外の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。
二 食品衛生上の危害の発生を防止するため特に重要な工程を管理するための取組に関すること。

二 と畜場の設置者又は管理者は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。
第九条を次のように改める。
（と畜業者等の講ずべき衛生措置）

第九条 厚生労働大臣は、獣畜のとさつ又は解体の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。
一 と畜場内の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。
二 食品衛生上の危害の発生を防止するため特に重要な工程を管理するための取組に関すること。

二 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。
第十八条第一項第四号中「第六条」を「第六条第二項」に改め、同条第二項第一号中「第九条」を「第九条第二項」に改める。
第二十条中「第六十条」を「第六十五条」に改める。
第二十一条第一項中「第六条、第九条」を

「第六条第一項、第九条第一項」に改める。
（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正）
第四条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
第十一条を次のように改める。
（衛生管理等の基準）

第十一条 厚生労働大臣は、食鳥処理場の衛生的な管理、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の衛生的な取扱いその他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。
一 食鳥処理場の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。
二 食品衛生上の危害の発生を防止するため特に重要な工程を管理するための取組（第十六条第一項の認定を受けた食鳥処理業者にあつては、その食鳥処理をする食鳥の羽数に応じた取組）に関すること。
三 食鳥処理業者は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

第十七条第一項第四号中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けた者に限る。」を削り、「届け出た者」を「届け出たもの」に改める。
第三十九条第二項中「食品衛生法」の下に「昭和二十二年法律第二百三十三号」を加え、第四十条中「第六十条」を「第六十五条」に改める。
第四十条の二第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。
附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十一条及び第十三条の規定 公布の日

二 第一条の規定（食品衛生法の食品衛生法目次及び題名の改正規定、同法第六章の章名の改正規定、同章中第二十二條の前に二條を加える改正規定、同法第二十二條第一項及び第二項、第二十四條第二項第三号並びに第五十八條第一項の改正規定並びに同法第六十條の次に一條を加える改正規定に限る。） 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七條第一項第四号、第三十九條第二項及び第四十條の改正規定並びに附則第八條、第十五條から第二十一條まで及び第二十四條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（食品等の輸入に関する経過措置）
第一条 第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第十一條第一項の規定については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年間は、適用しない。この場合において、同項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物を販売（食品衛生法第五條に規定する販売をいう。附則第四条において同じ。）の用に供するために輸入する者は、同項に規定する厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工された食品（同法第四條第一項に規定する食品をいう。次条において同じ。）又は添加物（同法第四條第二項に規定する

（食品等の輸入に関する経過措置）
第一条 第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第十一條第一項の規定については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年間は、適用しない。この場合において、同項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物を販売（食品衛生法第五條に規定する販売をいう。附則第四条において同じ。）の用に供するために輸入する者は、同項に規定する厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工された食品（同法第四條第一項に規定する食品をいう。次条において同じ。）又は添加物（同法第四條第二項に規定する

（食品等の輸入に関する経過措置）
第一条 第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第十一條第一項の規定については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年間は、適用しない。この場合において、同項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物を販売（食品衛生法第五條に規定する販売をいう。附則第四条において同じ。）の用に供するために輸入する者は、同項に規定する厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工された食品（同法第四條第一項に規定する食品をいう。次条において同じ。）又は添加物（同法第四條第二項に規定する

（食品等の輸入に関する経過措置）
第一条 第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第十一條第一項の規定については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年間は、適用しない。この場合において、同項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物を販売（食品衛生法第五條に規定する販売をいう。附則第四条において同じ。）の用に供するために輸入する者は、同項に規定する厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工された食品（同法第四條第一項に規定する食品をいう。次条において同じ。）又は添加物（同法第四條第二項に規定する

添加物をいう。)を輸入するよう努めなければならない。

(総合衛生管理製造過程の承認に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の食品衛生法(以下この条及び附則

第五条において「旧食品衛生法」という。第十三条第一項の承認に係る同項に規定する総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、当該承認の有効期間(旧食品衛生法第十四条第一項に規定する有効期間をいう。)の満了の日までは、なお従前の例による。この場合において、旧食品衛生法第十三条第六項中「第十一条第一項」とあるのは、「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第十三号)第一条の規定による改正後の食品衛生法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

(器具及び容器包装の規制に関する経過措置) 第四条 この法律の施行の際現に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業(食品衛生法第四十七条に規定する営業をいう。)上使用されている器具(同条第四項に規定する器具をいう。)及び容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)については、新食品衛生法第十八条第三項及び第五十條の四(第二条の規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。))以後にあつては、同条の規定による改正後の食品衛生法(以下「第三号新食品衛生法」という。))第五十三條の規定は、適用しない。

(公衆衛生上必要な措置に関する経過措置) 第五条 新食品衛生法第五十條の二第二項(第三号施行日以後にあつては、第三号新食品衛生法第五十一條第二項)に規定する公衆衛生上必要な措置については、施行日から起算して一年間一は、旧食品衛生法第五十條第二項の規定により定められた基準によることとする。

第六条 第三條の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。)

第七部 厚生労働委員会会議録第八号 平成三十年四月十日【参議院】

による改正後のと畜場法(次項及び附則第十一条第一項第二号において「新と畜場法」という。))第六條第二項に規定する公衆衛生上必要な措置については、施行日から起算して一年間は、第三條の規定による改正前のと畜場法(次項において「旧と畜場法」という。))第六條の規定により定められた基準によることとする。

2 新と畜場法第九條第二項に規定する公衆衛生上必要な措置については、施行日から起算して一年間は、旧と畜場法第九條の規定により定められた基準によることとする。

第七條 第四條の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。))による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(附則第十一条第一項第三号において「新食鳥処理法」という。))第十一条第二項に規定する公衆衛生上必要な措置については、施行日から起算して一年間は、第四條の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(附則第十一条第一項第一号)の規定により定められた基準によることとする。

第八條 第二條の規定の施行の際現に第三号新食品衛生法第五十七條第一項の規定による届出をしなければならぬ営業(同項に規定する営業をいう。次条において同じ。))を営んでいる者は、同項の規定にかかわらず、第三号施行日から起算して六月を経過する日までに、同項の規定による届出をしなければならぬ。

(営業の届出に関する経過措置) 第九條 営業を営もうとする者は、第三号施行日前においても、第三号新食品衛生法第五十七條第一項の規定の例により、都道府県知事(地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五條第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長)に届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、第三号施行日において第三号新食品衛生法第五十七條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(処分、手続等に関する経過措置) 第十條 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第十二條において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律(これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。))の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(国民の意見の聴取等) 第十一條 厚生労働大臣は、施行日前においても、次に掲げる場合には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求め、又は食品安全委員会の意見を聴くことができる。

一 新食品衛生法第五十條の二第二項又は第五十條の三第一項の厚生労働省令を定めようとするとき。
二 新と畜場法第六條第一項又は第九條第一項の厚生労働省令を定めようとするとき。
三 新食鳥処理法第十一條第一項の厚生労働省令を定めようとするとき。

第十二條 この法律の施行前にした行為及び附則第五条から第七條までに規定する場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第十三條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(検討) 第十四條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正) 第十五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の項第一号中「第六十二條第一項」を「第六十八條第一項」に、「以下同じ。」、第三十條第二項(第五十一條)を「次号において同じ。」、第三十條第二項(第五十四條)に、「飲食店営業その他販売の営業であつて」を「食品又は添加物の流通の状況を考慮して」に、「以下同じ。」、第五十四條を「同号において同じ。」、第五十九條に、「以下同じ。」、第五十八條を「同号において同じ。」、第六十三條に、「以下同じ。」、第五十九條第一項」を「同号において同じ。」及び第六十四條、第五十八條及び第五十九條第一項」を「第五十九條、第六十三條及び第六十四條第一項」に改める。

3 厚生労働大臣は、第三号施行日前においても、第三号新食品衛生法第五十四條の厚生労働省令を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、又は広く国民の意見を求めることができる。

(罰則に関する経過措置) 第十六條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等

の法律の一部改正

の法律の一部改正

の法律の一部改正

の法律の一部改正

の法律の一部改正

の法律の一部改正

の法律の一部改正

に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三項第四号中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

（死体解剖保存法の一部改正）

第十七条 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に改める。

第七条第四号中「第五十九条第二項」を「第六十四条第二項」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第十八条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの又は同法第五十七条第一項の規定による届出をして営むもの

（製菓衛生師法の一部改正）
第十九条 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十一条に規定する営業のうち菓子製造業」を「菓子を製造する営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの」に改める。

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第二十条 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「第六十二条第二項」を「第六十八条第二項」に改める。

（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律等の一部改正）

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

一 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百十二号）別表第一号

二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第五十五条第一号

三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第三十九号

四 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項第十五号及び第十六号

（食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「新食品衛生法第十条」を「食品衛生法第十二条」に改める。

（食品安全基本法の一部改正）
第二十三条 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「同法第九条第一項」を「同法第八条第一項の規定により同項に規定する指定成分等を指定しようとするとき、同法第十条第一項」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に、「又は同法第五十条第一項」を「同法第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第五十条第一項」に改め、「基準を定めようとするとき」の下に、「又は同法第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき」を加え、同項第六号中「第六条、第九条」を「第六条第一項、第九条第一項」に、「同法第十四条第七項」を「同条第七項」に改め、同

項第十号中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

第二十四条 食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「第六十二条第二項」を「第六十八条第二項」に、「第六十二条第三項」を「第六十八条第三項」に、「第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項」を「第五十一条第一項若しくは第五十二条第一項」に改める。